

午前10時1分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番 東 重弘君、7番 市道浩高君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、5番 前田千代子君の質問を許可いたします。前田君。

5番（前田千代子君） おはようございます。私は4月28日の市議補欠選挙で当選させていただいた日本共産党の前田千代子です。女性の声、子供たちの声、お年寄りの声を市政に届けるべく頑張る決意でございます。皆様方の温かい御支援、御指導をこれからもよろしくお願いたします。

さて、第1点目は福祉についてです。

その1はバリアフリー対策についてお聞きします。まず歩道ですが、まだまだ車道との段差があって、車いすや自転車の人が通りにくい状態で、シルバーカーやベビーカーを押している人が困っています。段差だけでなく、歩道の幅が異常に狭かったり、波打っていたり、斜めになっていたりとあります。

私は選挙のときに、買い物帰りに自転車で卵の割れない道をと訴えてきました。市役所の方も歩いて点検をされたことはあるのでしょうか。また、駅や公共施設のバリアフリー化の要望も強いものがあります。障害を持っている人やお年寄りが安心して移動できる歩道や公共施設等のバリアフリー対策をお聞かせください。また、泉南市では障害者基本計画をお持ちですが、その具体化に向けての施策をお示しくください。

福祉の2点目は、乳幼児の通院医療費無料化問題です。

新婦人を初め多くの若いお母さんたちの願いを

受け、ことしの10月から今までより1歳引き上げ、3歳になるまでの無料化が実現することになりました。若い世帯の子育て支援対策として、就学前までの無料化を一日も早く実現してください。今現在でも、大阪府下では大阪市は5歳まで、河南町や千早赤阪村では6歳までの無料化が既に実施されています。市長のお考えをお聞かせください。

福祉問題に続いては教育問題について、5点にわたりお伺いいたします。

その第1は、学校施設、特にトイレの改修についてお伺いします。

二、三年前の荒れと比べると、最近は先生方や用務員さんたちの涙ぐましい努力でちょっとした改修はされているようです。子供たちは学校のトイレを嫌がり、家に帰り着くまで我慢をしているとの話を聞いたときには胸のふさがる思いがいたしました。幾ら財政難だからといっても、トイレだけは他の予算を後回しにしてでも改修しなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

この改修費用に関しては、400万円以上の工事からその3分の1の補助が国から出ると聞いていますが、その補助があれば改修もしやすいのではありませんか。また、泉南市のある小学校では、30人近い女性教師専用のトイレがなく、子供との兼用になっています。ホッと一息できる休憩室なども先生方の健康のことを考えればぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、いまだ学校には冷暖房設備のないところがほとんどだと聞いています。蒸しぶろのような教室で子供たちは快適に勉強することはできません。一日も早い設置をお願いします。

教育の2点目は、学童保育の件です。

今、10校の小学校でチビッコホームが開かれています。信達小学校だけに2名の待機児童がいます。2名の家庭状況にかんがみ、早い時期に受け入れしていただきたいのですが、いかがでしょうか。そして、夏休み、冬休みの朝10時からというのを9時に早めることはできないのでしょうか。新しく、春休みと土曜日の開所予定はないのか、お聞かせください。

教育の3点目は、完全週5日制のことです。

土曜日の授業を平日に振り分けたため、子供たちは長時間授業が週のほとんどで、この暑さの中、先生も生徒もふらふらになっていると聞いています。ゆとりある教育を目指して取り入れられた5日制が全く逆の状態になっていることをどうお考えでしょうか。人手がない、お金がないということが教育現場を混乱に陥れている原因だと思えますが、いかがお考えでしょうか。先生方の長時間労働、サービス残業の実態をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次は、学校図書館の専任司書の件です。

今年度半ばから予算が600万円余りについて喜んでいるところですが、これは国からの補助金ということで、金額的には4人の司書を6カ月契約で3年間しか雇用できないということだそうです。お隣の阪南市では、早くから小・中学校に学校司書を置くことで子供たちの成長過程に果たす読書の大切さを実感していると聞いています。市の方も国の補助金に頼らず、市の施策として1校1人の専任司書を継続してつけてもらいたいのですが、御意見をお聞かせください。

教育の最後は、平和教育についてです。

昨今、修学旅行地として広島や沖縄が選ばれていることは、平和のとうとさを身をもって体験できるともよいことだと思います。その反面、日の丸、君が代が子供たちの成長を祝う入学式や卒業式で強制されているのはいかがなものでしょうか。

国会でもその当時、法制化された当時の首相は法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって国民の生活に何ら影響や変化が生ずることにならないと答弁しているのです。ところが、教育委員会は学校に強要していると聞いていますが、その辺のところを詳しくお聞かせください。

最後は、平和の問題について質問します。

今、国会では日本をアメリカの引き起こす戦争に無理やり参加させる有事立法の制定が計画されています。私たち女性は、特に平和な社会を望んでいます。昨年9月11日のアメリカでのテロ行為は憎むべき、許されない行為に違いありませんが、かといって犯人らしき人物が潜んでいるか

もしれないという理由だけでアフガンの自然を破壊し、罪のない人々を殺すことが許されるというのでしょうか。

日本政府は、新ガイドライン法でアメリカの戦争に後方支援ということで自衛隊の派兵を認め、次にはテロ対策特別措置法なるものをつくって自衛隊をインド洋に出しています。そして、今度の有事立法でこの自衛隊に武力攻撃をさせ、同時に国民の自由を基本的自由と基本的人権を侵してまで戦争に巻き込む考えです。憲法9条で戦争放棄をうたっている日本です。世界に先駆けて平和の道を勇気を持って進むべきだと考えていますが、市長のお考えをお聞かせください。また、国会では福田官房長官が核兵器を持ると発言しましたが、被爆国として真っ先に核兵器廃絶の先頭に立たなければならない立場の人の発言についてどう思われるのでしょうか。

また、泉南市は非核平和宣言都市でもあります。私は、この宣言を言葉だけのものではなく、行動して具体化する非核平和条例の制定を要求します。お考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの前田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ご質問のうち、有事立法について御答弁を申し上げます。

有事法制に関しましては、さきの代表質問におきましても御答弁を申し上げましたように、国民の生命等の保護、国民生活への影響を最小にするための措置についての法案が今国会にまだ提出されることなく、武力攻撃事態対処法案を初めとする3法案が提出されている点につきましてはいささか不安を覚えているところでございます。

地方公共団体は、市民の生命、財産等を守ることが責務でございます。しかし、国が市民の生命、財産等の保護のあり方、市民生活への影響につきまして十分に見解を示さず、地方公共団体、我々に対しまして、国から総合調整、指示を受けても、市民に対して十分な説明ができない可能性がございます。

この点につきましては、さきの全国市長会にお

きましても、政府に対して「市民の生命・財産を守ることは自治体の責務であり、国におかれては武力攻撃事態対処法案等について、自治体等への十分な説明責任を果たすとともに、国会において慎重かつ十分な審議をされるよう要望する」と要望を行ったところでございますし、私自身も6月10日に小泉総理に対しまして、首相官邸の方にメールを送りまして、「現在国会で審議されている武力攻撃事態対処法案等は自治体にとってさまざまな影響が予想されるとともに、市民生活に重大な影響を及ぼしかねないため、自治体や市民の大きな関心事となっている。市民の生命・財産を守ることは自治体の責務であり、国におかれては武力攻撃事態対処法案等について、自治体等への十分な説明責任を果たすとともに、国会において慎重かつ十分な審議を尽くされるよう要望する」ということで送っております。

これに対しまして、官邸の方からの返事といたしましては、「小泉総理大臣あてにメールをいただきありがとうございます。ただいまいただいた御意見等は、今後の政策立案や執務上の参考とさせていただきます。皆様から非常にたくさんのメールをいただいておりますが、内閣官房の職員が御意見等を整理し、総理大臣に報告します。あわせて、防衛庁へも送付します」という返事をいただいております。

次に、非核平和に関しまして、さきの福田官房長官の発言についてどう思うかということでございますけれども、我が国は非核三原則を国是という形で今までやってまいりました。したがって、当然核をつくらず、使わず、持ち込まずですか、この三原則を堅持するというのは当然のことでございます。世界唯一の被爆国といたしましては、この非核三原則を今後とも守っていくというのは当然というふうに考えております。

それから、非核平和についてのこともございましたけれども、本市におきましては、昭和59年の12月26日に非核平和都市宣言が議決されておりまして、その宣言を尊重して、毎年8月を非核平和月間と定め、市民の皆様には戦争の悲惨さ、平和のとうとさについて考える機会とさせていただいておりますとともに、平和の集いも実施し、市

民と行政が一体となった平和施策を講じているところでございます。8月にやっておりますが、皆様方はこういう御質問をよくされるんですけども、この非核平和の集いについてももっとも御参加をいただきたいと、このように思っております。

それから、条例制定ということでございますけれども、これについては以前の議会でも御質問が何人かの方からありまして、私どももそれぞれのまちの条例を引いているところ 例えば藤沢市とかそういうところも含めて参考にさせていただきながら検討いたしております。どういう形がいいのか、今の時代に合ったような形にしないといけないというふうには考えております。いずれにいたしましても、泉南市は非核平和都市宣言をいたしておりますので、この条例化についても検討をいたしているところでございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 2点ほどの質問がございましたが、まず障害者計画の方でございます。

これにつきましては現在、平成11年に泉南市障害者計画というのを作成をいたしてございます。これにつきましては、5年間の計画ということになってございまして、平成15年度に見直しを行う予定でございます。そして、16年度から新たな障害者計画という形で現在考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、乳幼児医療費の無料化につきまして御答弁申し上げます。

乳幼児医療費の助成につきましては、現在の市の制度として0歳児、1歳児を対象に所得制限を設けずに助成を行っているところでございます。助成対象につきましては、対象年齢を1歳引き上げ、2歳児まで拡充して助成すべく、今議会にそれに係る条例の改正を上程させていただいております。なお、今後の助成対象の拡充につきましては、大阪府の補助金の動向、本市の財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、御質問の福祉問題の歩道を中心としたバリアフリー対策についてお答えいたします。

御指摘のいわゆる信達樽井線は、都市計画決定がなされておりまして、将来的には市役所の前のように歩道が植樹帯を含めて5.5メートルに拡幅する計画になっております。また、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、段差をなくすような計画となっております。

現在、事業認可を取得し事業を行っているのは、府道堺阪南線、いわゆる旧国道から海側を実施しております。そのため、当面は障害者や高齢者の方々にとって少しでも通行が容易となり、歩道の段差の解消を年次的に整備していくとともに、現在の歩道の有効幅を確保できるよう占有者でございます西日本電信電話株式会社や関西電力株式会社に電話柱や電柱の移転の働きかけを行い、改善に努めてまいっておりますが、移転先等のいろいろな制約がございまして、部分的には御指摘のとおり不十分な状況にあることは承知いたしております。

和泉砂川駅周辺につきましては、山側の都市軸と位置づけておりまして、交通結節点機能の整備と駅へのアクセスの向上を目指した道路、駅前広場等の公共施設の整備を早期に図っていく必要があると考えております。

今後の方針としましては、平成12年度に施行された高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法に基づき、駅ターミナル等のバリアフリー化の推進を図っていく必要があります。

そのため、本年度におきましては、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において旅客施設周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリーを重点的かつ一体的に推進する基本構想の策定を予定しており、これを受けまして駅、交通広場、道路などのバリアフリー化を図りながら、和泉砂川駅周辺整備を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、歩道と車の乗り入れ部の勾配を緩やかにするなど、できるだけ改善整備に努力してま

いりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 前田議員さんからの教育問題についての質問のうち、学校図書館司書についてお答え申し上げたいと思います。

平成14年度から新学習指導要領によります総合的な学習の時間等も始まり、これにつきましては数年前から各学校では取り組みを試行的に始めてございますけれども、今後学校図書館の本の活用が求められてくるというのは認識いたしております。

そのための条件整備を教育委員会といたしましても初めて今度置くという形で努めてまいったところでありますけれども、このたびの学校図書館の専任司書の配置によりまして、図書館の環境整備を初め子供たちの主体的な本の活用等を援助し、子供たちの読書活動推進に大きな効果が期待できるものというふうに思っております。

今回の配置につきましては、前田議員さん御指摘のように新緊急地域雇用特別基金事業補助金を活用したものでございます。4人の学校図書館司書を1年間で6カ月雇用し、3年間の継続事業ということでございます。その後、3年後はどうかなのかという御質問であったと思うんですけれども、今後も教育委員会といたしましては何とか継続できるような形で学校図書館の司書専任化について充実を図ってまいるということで努力をしたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 教育問題で幾つか細かい質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、トイレの改善、改修のお話がありました。確かに老朽化している箇所もございますけれども、学校のトイレというのは、公共施設の中でもその維持管理が最も難しい分野に入ります。ところで、トイレについては材質、機能など、時代とともに大きく変化、進歩をしているところでございます。したがって、そのメンテナンスが非常にナイーブなものでなければならぬと、そう考えておりま

す。しかしながら、学校においては学校教育の一環として生徒による清掃が行われておりまして、したがって日々のメンテナンスという観点で見れば実態が伴っていない、そういうのが学校のトイレの一般的な状況であります。

現在、中学校のトイレについては、その劣化度、破損状態によりまして、一定の優先度をもって改築あるいは修理を行っております。今後も教育環境の整備に努力してまいりますが、できるだけ施設を大事に、大切に使用していただきたいと、そういうことで学校現場とも十分な連携をとって対応してまいりたいと思います。

それに追加して、教員のトイレと冷暖房の御質問もございました。施設の老朽化、あるいは新しい時代教育に対応した施設整備ということで、今後学校・園の施設整備の全体計画をつくってまいりたいと、そう考えております。そういう中で、できるだけ補助メニューを探し出して活用すると、そういうスタンスで施設整備の全体計画の中に教員のトイレあるいは冷暖房も含めて検討してまいりたいと、そう考えております。

それから、最後になりますけれども、学童保育の御質問がございました。近年の急速な少子・高齢化の進展に伴い、安心して子育てのできる環境づくり、次代を担う児童の健全育成が緊急の課題となっております。その1つの支援のための拠点施設として留守家庭児童会、通称チビッコホームが位置づけられておりまして、国の放課後児童健全育成事業として地域の実情を踏まえて、労働等により保護者が昼間家庭にいない1年生から3年生までの子供さんを対象として、本市では8カ所で事業実施をいたしております。

御質問がございました土曜日あるいは春休みの開設の件、あるいは時間延長の件、これらについては現在本市では未実施の状況でございます。ただ、実施に伴う財源の確保など、解決せねばならない課題も多くあります。また一方で、この泉州地域を見ますと、もう半分有料化になっております。本市の場合は無料化です。その問題も含めて検討していかなければならないと考えております。

それから、待機児童の御質問もございました。本市の場合は、8カ所で現在224名の子供さん

を預かっておりますけれども、待機児童は信達のチビッコホームで2名おります。ただ、信達においては本年度新しい施設の建設を行いますので、完成後は待機児童の解消が図られるものと、そう考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 議員
から3点ほど御質問ありましたので、お答え申し上げます。

1点目は、月曜から金曜までの授業時数が増加したのではないかと、この御質問に関してですけれども、確かに小・中学校とも月から金曜までの授業時数は昨年度に比べて1時間増加しています。

その理由ですけれども、学校行事とか、それから短縮時間、部活動の対外試合などによって授業時数が不足するのを補うために1時間余計に実施しています。この1時間によって、学校はゆとりを持って教科指導に当たれますし、それから特色ある学校づくりもできると、そんなふうにとらえています。

ただ、この教育課程の編成権そのものは学校長にありますので、学校の方で十分論議していただいて、1時間多目にやっていこうと、そういう形で話ができ、こういう措置をとらしてもらっています。

それに伴って、2点目の御質問ですけれども、教師の勤務時間が長くなったのではないかと。確かに、1時間従来より授業時数がふえていますので、その分先生方が教材研究する時間とか、会議の時間とかの設定がどうしても1時間分迫ってくる。これに関しましてですけれども、教育委員会としましては、会議の効率化を目指すように、それから学級担任はたくさんの事務処理を持っていますので、事務処理の分担とか、事務処理をコンピューター等で効率化していくと、そういう形で何とか努力してほしいと、そういう方向でお願いしているところでございます。

それから、3点目の御質問の国旗、国歌の件ですけれども、学校における国旗及び国歌に関する指導は、児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を

育てることをねらいとして行っています。また、学習指導要領においては、小学校から高等学校までの特別活動の指導計画の作成とその内容の取り扱いの項で、入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとなっています。教育委員会といたしましては、この学習指導要領ののっとして入学式や卒業式においては国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導しているところでありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 先ほどの日の丸、君が代の件ですけれど、これは先ほども申しましたように、そのときの小淵総理大臣は、国民の生活に何ら影響や変化が生ずることにはならないと答弁してまして、学習指導要領もそういう法的な力はないというふうに聞いてるのですけれど、教育委員会としては、指導要領について法的な根拠があるというお考えでしょうか。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 学習指導要領に法的根拠があるのかと、そういう御質問ですけれども、昭和51年と平成2年の最高裁の判決ですけれども、法的見地から必要かつ合理的な基準の設定として是認すると、要するに学習指導要領は法的根拠があると、そういうふうな判例も出てます。国及び教育委員会は、この判例に従いまして学校教育法は法的根拠があると、そういう解釈をさしていただいています。

それから、もう1つ、学校教育法第20条及び38条に関してですけれども、教科に関する事項は監督庁、これは文部科学大臣を意味してましてけれども、文部科学大臣がこれを定めると。それに従って、文部科学大臣が定めた学校教育法施行規則第25条、学校における教育課程は文部科学大臣が別に定める学習指導要領によるものと、そういう法的根拠に基づいて学習指導要領は法的根拠があると、そういう理解をしています。

以上です。

議長（角谷英男君） 前田君。
5番（前田千代子君） そうしましたら、日の丸、君が代の意味についてですが、日の丸は昔の日本

がアジアに向けて侵略戦争を行っていたときに、侵略した国にずっと掲げられていた国旗でありまして、ほかの外国 イタリアとかドイツでもそういう侵略戦争を始めた国は、戦争が終わってから国旗を新しいものに変えています。

そういうことから考えますと、侵略戦争ののいのする日の丸を法制化するというに何か新ガイドライン法というのが国会で多数の力で強行成立して、それからもう一気に国民の議論もそんなに経ずして、もうすぐに通してしまったような形跡があります。

国会の論戦でも君が代の歌の意味について議論がありましたが、君が代の君というのは天皇ということで、それは今の日本の憲法に照らしますと、日本の憲法は主権在民ということをやつておりまして、そういう憲法に違反する歌は国歌として適当ではないと考えています。

そういうぐあいに、新ガイドライン法によって日本を戦争する国にするという方向づけがされて、その一環として日の丸、君が代が学校現場に持ち込まれてきたように思うのですが、教育委員会の方ではそれをどのように考えておられますか。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 国旗、国歌の制定に関してですけれども、これは国会議員の方で、国の方で考えられてもらったことですので、これに関して教育委員会がどうこう言う立場にないと、そういうふうに考えてます。

それから、不幸な時代があったと、国旗が使われたと、そういう御意見ですけれども、これは学校教育の中で確かに事実、戦争のときに使用されたというんですか、そういう時期もあったと、そういうふうな形で指導していく方向で考えてますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） これは、やっぱり戦後の民主教育に反する流れだと思えます。今、また学校現場で子供たちが廊下を歩くときに軍隊式で歩かされているということも聞いていますし、腕をすごく高く上げて、そういうふうには歩かされたりしてるということも聞いてます。だから、そういう軍国主義への流れが学校の方から起きていますと

いうことに、やっぱり今の有事立法へつながっているように思いますので、国がそういう方針だから教育委員会の方もそのとおりするということではなくて、やっぱり民主的教育の見地に立って、子供たちが主人公という、そういう立場で教育をしていっていただきたいと思いますし、先生方にも無理やり強制するような、そういうことはないようにお願いしたいと思います。

私もここ二、三年、ずっと教育委員会とか学校の校長先生に卒業式シーズンには強制はしないでくださいという申し入れを行ってきたところですけど、なかなか校長先生は自分の自主的な意見ではなくて、教育委員会とか上の方ばかりの指示を気にされているようなので、そういうことではやっぱり子供たちの民主的な教育はだんだん後へ後へと引いていくように思いますので、上から言われたことでもそのまま受けるのではなくて、やっぱり民主的教育という立場から、子供たちが主人公という、そういう立場から教育をしていっていただきたいと、そのように思います。

それと済みません、障害者基本計画のことでもう一度お答えをお願いしたいんですけど、平成16年度に新しい計画がまた出るということなんですけど、それまでに具体的に何か示されていることはあるんでしょうか。どういう方針で、どういう施策をするという、そういうようなことはないんでしょうか。ただ計画だけなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 先ほども御答弁させていただいたところでございますが、15年度に見直しを行うということでございまして、今現在の本計画の見直しということで社会情勢や市民のニーズ等の変化に柔軟に対応するというところで15年度におきまして見直しを行い、16年度から新たな障害者計画という形で、現在そのように考えておりまして、細かい具体的な内容というのは、今後見直しの段階で詰めていくということにしておりますので、今現在についてどこをどうするということまではいっておりませんので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そうしましたら、この1

1年度に立てられた計画は、ただ書類上のことだけだったんですね。何も具体化はされなかったわけですね。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 障害者基本計画、これにつきましてはただ書類をつくったというものではございません。我々、これに基づいて福祉施策を進めていくということでございますので、ただ単につくるだけでしたら何の意味もございませんので、その辺御理解のほどお願いします。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そしたら、何か具体的にされてきたことを挙げていただけますか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 内容といたしましては介護サービス、ホームヘルプサービスの充実とか、ガイドヘルパーの派遣、それにショートステイ、それからデイサービスの充実とか、いろいろと我々もやってきておるわけございまして、これを社会情勢というんですか、その時代の変化によりまして、この計画もやっぱりその実態に応じたような形の内容に改めていかないかんということでございますので、そのために5年間という1つの区切りを設けましてやっているとこのところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そしたら、私の方のバリアフリー化対策についての希望としましては、やはり信達公民館とかよく利用することがあるんですけど、エレベーターの設置というのが急がれると思うんです。身体障害者の方もいろんな趣味とかそういうことに参加したいのは皆さん一緒ですので、そういうこととか、駅の階段を足の不自由な方が上っていかれるのを見るにつけても、やはり駅のエレベーターの設置はもう待ったなしの状態だと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 駅のバリアフリーの問題でございますけども、いわゆるエレベーターをつけたらということですが、樽井駅にしたっ

て、砂川駅にしたら、なかなか我々も機会あるごとに鉄道会社に御要望しておりますけども、相当費用もかかるということもございまして、まだ今のところ実現に向けて具体化しておらないという状況ですけども、今後ともそのあたりについては御要望していきたいと、このように思っています。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 先ほどの御答弁で、砂川駅前再開発に関連して、バリアフリー化対策を進めるということでしたが、具体的にどういふことをされるのか、お聞かせください。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 先ほどもお答えしましたように、今年度、平成14年度におきましていわゆる交通バリアフリーということで基本的な調査をさせていただきます。その中でどうすべきかということで、鉄道会社あるいは府道の関係者である大阪府、関係者が寄りましているんな対応を検討するというので、まず基本構想の、いわゆる基本計画の策定ということで、これからの話でございます。

ただ、御指摘のとおり歩道とか駅のいわゆるエレベーターの問題とか、いろいろ具体的な問題もございまして、14年度で詰めていきたいと、このように考えてます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） それは、調査計画というのはどれぐらいの日数を予定されてるのでしょうか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 14年度の調査事業といたしておりますので、来年3月をめどに計画を策定していきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そうしましたら、次は乳幼児の通院医療費の無料化のことで、検討するという御答弁をいただいたんですが、大阪府下でも進んでるところは就学前まで無料になってるところもありますので、具体的にということはまだ予算の関係で何もお答えいただけないのでしょうか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 乳幼児医療の無料化の再度の御質問でございますが、本年10月1日から0、1歳児を0、1、2歳児まで引き上げるということで、今議会で議案の上程をさせていただくということになってございます。そして、今後の拡充につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、府の補助金の動向とか、そして本市の財政状況等を勘案しながら、かなり費用のかかる問題でもございますので、今後そういうようなもの等勘案しながら検討させていただきたいということでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そうしましたら、次はトイレの改修のことでお尋ねします。

耐震予備調査ということで、ことしは幼稚園がそれに当たっているらしいんですけど、小学校、中学校はもう終わったということをお聞きしましたので、もうその終わったところからトイレの壊れてるところの改修ということは予定にはないのでしょうか。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 昨日も一般質問の中でお答えいたしましたけども、今御指摘がございましたように、既に小学校、そして中学校の耐震予備診断は終わっております。今年度、幼稚園について耐震予備診断を行う。

その結果、24学校・園がございまして、それを全体的に検討する。そしてそれに新たなファクター - 例えば各学校・園ごとにやはり園児・児童・生徒がどう推移していくのか、あるいは教育内容がどう変化していくのか、それから補助金メニューも毎年のように詳細には変わっております。それをどのように有効活用していくのか、あるいは市の中期的な財政の中でどう位置づけていくのかと、いろんなファクターを総合的に勘案しないと全体の整備計画というのは策定できません。

したがって、今年度の幼稚園の耐震予備診断が終わり次第、だから時期でいいますと平成15年度からと言えらると思っておりますけども、学校・園施設の整備計画、これを早急にして、現実具体的にどこからどこを直すというような、その辺の詰めを

する必要があると思います。したがって、その全体の施設整備計画を検討していかなければなりませんから、今直ちにどこを直していくのかということは、まだちょっとお答えはできない状況でございます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 今まで学校の現場を見て調査されてきていると思うんですけど、これからまだ幼稚園のが終わってから、それからということじゃなくて、子供たちの毎日の学校生活をやはり快適なものにするために、今学校から上がってきてるそういう意見を尊重して、早急にどうしても改修しなければならないトイレがありましたら、ぜひそういう計画とか基本構想とか、そういうことの前に手をつけていただきたいと思うのですが、それはできないのでしょうか。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 年度ごとに一定の修理費というのを組んでおります。ことしであれば3,000万円ですね。そういう中で、非常に危険なもの、緊急性のあるものについては、そういう予算の中で鋭意修理なり改修は行っております。ただ、大規模に、そして新たにトイレをどうするかということになりますと、例えば生徒数が減ってるのにいたずらに現在のトイレを改修することで、全くむだな投資になってしまうというおそれもございます。したがって、いろんな要素を勘案して、有効に財源を活用する。これは、これからの時代に非常に重要な考えではないかなと思っております。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そうしましたら、トイレは今までの実績といたしますか、去年はどれぐらいトイレの改修をされたのでしょうか。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） ちょっと細かい数字あるいは資料を持っておりませんので、それはまた後からでも御提示させていただきます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） そうしましたら、最後に市長にもう一度お尋ねいたします。

有事立法のことですが、武力攻撃事態そのもの

には反対だというふうにおっしゃって、地方自治体として市民の生活にどういった影響があるか、そういうことがまだはっきりわかっていないので慎重審議をするようにということを総理大臣に向けておっしゃったと言っておられましたけれども、有事立法の内容ですね。武力攻撃のほかにも国民の基本的な人権を侵してまで国民を戦争に参加させるという、そういう条文があるんですが、それについてどう思われていますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、この有事立法について反対ということは申し上げておりません。やはり国は国民の生命、財産を守るというのが基本でございますから、有事に対していかに対応するかということの議論については当然あってしかるべきだと、このように思っております。

ただ、今回出てきております有事立法については、今回の3法以外に関連するいろんな法律も今後予定されているわけですね。ですから、先ほども言いましたように、国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置についての不安がまだ対で出てきてない、一対で出てこないというようなこともございますから、そういう1つの懸念があるということと、それから3法につきましても、特に都道府県もそうです、我々市町村もそうですが、それに対する説明責任を十分に果たしていない。今の段階ではですね。ということをおっしゃって、まずその賛否云々よりも、その説明責任を国はきっちりともっと正確に詳細に果たすべきだということをおっしゃっているわけでございます。

これは、近畿市長会あるいは全国市長会でも同様のことが全会一致で採択されまして、国の方にも申し上げているということでございますので、まずそこがスタートラインでありますから、そのことを十分にやるということと、それから今回国会も延長されましたけれども、こういう法律、特に重要な法律というのは、国会議員さんたくさんいらっしゃるんですが、できるだけ多くの賛同を得て可決されるということが非常に重要だというふうに思っております。したがって、もう少し慎重な審議をしていただいて、より多くの皆さんの意

見が一致する形での法案ということが望ましいと、
このように考えておるところでございます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） やはり、そういう説明が
まだ足りないというふうに市長は言われたので
すが、そういう説明より前に、今出されている法案
そのものの内容をお読みになって、御感想はいか
がですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 感想を申し上げる場ではご
ざいませので、差し控えます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 市長のお考えを聞かせて
ほしかったのですが、そしたら質問をこれで終わ
らせていただきます。

議長（角谷英男君） 以上で前田議員の質問を終
結いたします。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたし
ます。島原君。

16番（島原正嗣君） おはようございます。議
長から御指名をいただきましたので、平成14年
度本市第2回定例会に際しまして市政研の立場か
ら、既に通告をいたしております大綱第6点にわ
たりまして質問を行わせていただきます。

まず、具体的な質問の前に、市長、当選おめで
とうございます。私どもも連合を中心に民主党、
推させていただきますけれども、昨今の議論を聞
いておりますと、一生懸命やったつもりですけれ
ども余り票が伸びなかったということも、投票率
も伸びなかったということで、かえって邪魔やっ
たんと違うかなというふうな気もするわけです。

私たちにも一端の責任があるのではないかなと
いうように思って、つくづくここにも民主党の議
員さん2人おるわけでありまして、ほんの
ささやかな支援しかできなかったと恐縮をいたし
ているわけでありまして。どうぞこの4年間、泉南
市のかじ取りをきちっとしていただきまして、喜
びも悲しみも向井市長のもとで市民全体が喜び合
う、このような市政を担当していただきたいなと
思うのであります。

また、新しく当選をされました新人の中尾さん
並びに共産党の前田さん。中尾さんはやはり若い

時代の代表としてのごあいさつもございました。
前田さんは少し年がいったというような遠慮し
た発言もございましたけども、私は決して政治に
は年齢は問題ない、問題は志だと。一たん立候補
して当選したわけでありましてから生涯貫くとい
う、そういう精神で政治をやっていただきたいな
と。人生の先輩として苦言を呈するようでありま
すけれども、両人ともひとつ初心を忘れないよう
に、ともに頑張っていきたいと思っております。所
属する政党や会派は違いますが、市民の幸せを願
う心は一つであります。どうぞ一生懸命、とも
に研さんをしていきたいと思っておりますので、よ
ろしくお願いします。

それでは、本題に移らせていただきます。今日、
泉南市、本市政を取り巻く内外の環境は、極めて
厳しい状況下にあります。今の日本の政治の姿は、
内憂外患の中で全く情けない気がしてなりません。
また、現状の日本は、世界の視点から見ましても、
尊敬され、信頼される国家状況ではありません。
国民を無視した政・官・業の癒着、長期にわたる
不良債権の処理、経済再生の停滞、中国・瀋陽に
おける国家主権の侵害、高齢者や弱者いじめの強
権政治は、全く自浄能力を持たないトライアング
ル構造が政治をだめにしているものと思うのであ
ります。

また、地方分権とよく言われますが、国の事務
を地方に渡し、財政の一部を地方に渡すというこ
とであります。地方自治はあくまでも自己決定
権を持つ必要があるのではないのでしょうか。お上
が決めた画一的なものではなく、みずからの目指
す地域のあり方をフィットし、自由にデザインで
きるように改革をすべきであります。

また、住民みずからが環境権や自治能力を信じ
られないという状況をつくることは、まさに民主
政治を否定するものであります。要は、21世紀
新時代への選択肢を持ち、住民のための地方自治
を確立し、本当の自浄能力の持てる地方政策をし
っかりと立案し、実行に移すべきであると思
うのであります。

私は、以上の視点に立ってこれから具体的な質
問を行わせていただきます。

大綱第1点の質問は、関西空港問題についてお

尋ねをいたします。

空港問題第1の問いは、南ルートについてであります。

最近、特に地方空港や大都市拠点空港、すなわち成田、羽田、関空など第一種空港を含めた経済効果の実態は、ほとんど需要予測割れといった状況であります。特に近畿圏における関西空港第2期事業への指摘等は、非常に厳しいものがあります。したがって、私は南ルート実現への道は、極めて厳しい状況下にあるのではないかと危惧するものであります。したがって、今後の対応についてのお答えをいただきたいのであります。

空港問題第2の問いは、関空の上下分離方式についてであります。最近のマスコミ・新聞報道によりますと、かなり具体性のあるものとして検討がなされているようでありますが、これらの状況認識をどのように考えておられるのか、お答えをいただきたい。

空港問題第3の問いは、第2期事業についてであります。先般、空港特別委員会におきましても成田委員長を中心に現地視察を行ったところであります。地盤沈下問題や国土交通省の年間発着回数、従来は16万回から13万回への軌道修正等が示されているところであります。したがって、私は2007年度の供用開始は非常に困難ではないかと考えるものであります。その所見についてお答えをいただきたいのであります。

大綱第2点の質問は、樫井川周辺の環境整備についてであります。

最近、また樫井川水系における悪臭が発生をしているようであります。これらの対応について、本市がどのような対策を進めてこられたのか、お答えをいただきたいのであります。

樫井川問題第2の問いは、樫井川周辺整備及び水質対策についてであります。今日までその後どのような対応をなされてきたのか、どのような調査をなされてきたのか、お答えをいただきたい。あわせて、樫井川にあります江永橋等に対して、その後大阪府はどのような見解をお持ちなのか、具体的なことがあればお答えをいただきたいのであります。

大綱第3点の質問は、教育問題についてであり

ます。

教育問題第1の問いは、学習指導要領について今日までの取り組みと今後の対応について御答弁を賜りたい。

教育問題第2の問いは、教育施設の改善についてであります。本年度中に改善すべき状況、内容について具体的にお示しをいただきたいのであります。

教育問題第3の問いは、学校現場における問題行動状況についてお答えをいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、有事法制化問題についてであります。

有事関連3法案は、私たち国家、国民にとって極めて重要な課題であり、問題であります。このことは、国民一人一人の生命や財産を守るためにもあらゆる視点からの議論が大切であろうと思っております。

特に、有事法制化に伴い、政府が明示をいたしました法制化と都道府県、市町村の役割分担の総則部分を見ますと、1つは避難に関する措置であり、2つ目は被害を最小限にするための措置であります。3つ目は復旧に関する措置など、以上3点の構成要件が示されたわけであります。本市は、これらの対応についてどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいのであります。

大綱第5点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

まず、市営3団地についてであります。市営3団地については所有権移転について控訴中であり、また住宅家賃支払い問題は、今議会別議案として提案予定がなされております。私は再三申し上げておりますとおり、行政と市民が相争うことは大変問題があるということを主張してまいりました。これらの手法をとることはいかなるものかということも御指摘をいたしてまいりました。法治国家としての法の戦略、法廷戦略視点に立つことも必要ではあります。時には行政と市民としてでなく、人間と人間という信頼関係に立脚し、虚心坦懐に話し合い、その中での合意形成を図ることが今の時代では必要ではないかと考える一人であります。本問題についての所見を伺いたいのであります。

であります。

住宅問題第2の問いは、吉見・岡田府営住宅の建てかえ問題についてであります。その後大阪府との建てかえ交渉あるいは内容についてはどのような指示をいただいているのか、御答弁をいただきたいのであります。

最後に、大綱第6点の質問は、合併問題についてであります。

今、全国市町村では合併論議が花を咲かせ、いろんな議論が展開をされているところであります。全国で3,218の市町村を1,000単位まで削減するという国の方針について、既に2,000有余の市町村では合併が検討されているところであります。本市としては、2005年3月までにどのような目標値を持って対応されていくのか。合併をするのかしないのか、その指針についてお答えをいただきたいのであります。

以上、大綱第6点にわたる質問であります。市当局におかれましては簡潔かつ明快な御答弁をお願いをいたしまして、演壇からの質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。議長（角谷英男君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、有事法制問題と、それから合併問題について御答弁を申し上げます。

有事法制については代表質問、またさきの一般質問でも御答弁申し上げましたように、現在国会で審議中ということでございます。細かい点はさきの質問者にもお答えいたしておりますので割愛させていただきまして、やはりこういう重要な法案というのは、島原議員さんも御指摘ありましたように、慎重かつ十分な審議を経て、国にとって最もいい内容のものでなければならぬというふうに思っております。

そういう意味では、現在ではまだ私ども地方自治体への説明責任も十分果たしていないようにも思います。これは、都道府県知事会からも要望がありましたし、我々全国市長会からもそういう要望をいたしております。まず、基本となるべき説明責任をきっちり果たして、その上で地方の意見も聞きながら立案していくということが大切で

はないかというふうに思っております。したがって、重要な法案だけに、性急な成立を目指すのではなくて、十分な慎重な審議、そしてより多くの賛同者のもとで法案が成立するというのが一番望ましいのではないかと、このように考えてるところでございます。

それから、合併問題については、地方分権と市町村合併という問題でございます。地方分権一括推進法が既に施行されておりますけれども、我々地方自治体が分権を受けていこうというときには、やはり一定の規模、それから面積、財政力といいますが、そういうことが必要だというふうに考えております。

また、これからの地方行財政というのは非常にさらに厳しくなっていくということが予想されております。したがって、もっと広域的な連携あるいは広域行政を行うことによりまして、スリム化あるいは効率化を図っていかなければいけないという時代に入ってきたというふうに思っております。

そういう中で、私どもも当面、泉南市、阪南市、岬町でこの問題について研究をしようということで、昨年5月に泉州南広域行政研究会を立ち上げたところでございまして、13年度においては大阪府のケーススタディー調査ということで、2市1町のケースを想定してケーススタディー調査をやっていただき、先般議員の皆様方にもその成果品をお渡ししたところでございます。

一方、我々の方は事務的なレベルも含めて、それぞれのまちの行政レベル、あるいは指標の一元化ということで、一定のフォーマットをつくって、これにそれぞれの指標なり課題なりを書いて、まとめつつございます。そういうことをやりながら、広域的な連携を図りますとともに、一方では2005年3月の期限のあります市町村合併特例法に対する1つの考え方についてお示しをしていかなければいけないというふうに考えております。

その際、私どもはもしパートナーがあり、一緒になった場合にどうなるのかと、メリット、デメリットも含めて議会あるいは市民の皆さんにお示しをした上で可否についての御判断をいただく、こういう機会が来るというふうに思っております。

したがって、今行っております2市1町という枠組みがいいのか、あるいはもう少し大きなというか、広いエリアがいいのかということについては、今近隣の市町とも御相談をしつつございます。

近い将来、また違った方向の歩みということもあるかも知れませんが、いずれにいたしましても情報を公開する中でこの合併問題について議論をいただきたいと。ぜひ、議会の皆様方におかれましても、する、しないは別にいたしまして十分なる議論ができるような形をつくっていただければ非常にありがたいのではないかなというふうに思っております。

また、市民の皆様には、この6月号の広報からシリーズでこの合併問題についてお示しをいたしておりますし、またいろんな機会あるごとにこの問題についてのお話もさせていただくようにしたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 梶本総務部参事。

総務部参事（梶本敏秀君） それでは、私の方から島原議員御質問の関西国際空港について御答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけども、南ルートについてということでございます。

南ルートにつきましては、平成12年度、13年度の2カ年にわたり、国、大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関西空社の6者が共同して関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査と称し、実施したところであり、南ルートを含む交通ネットワークが地域に与える影響について調査、分析したものであります。

この調査では、南ルートが関西国際空港連絡施設の代替機能を持った施設として12年度調査で確認され、13年度では南ルートが周辺地域にもたらす社会経済効果を初め、広域交通ネットワークと一体的な整備を進めることにより、より一層の効果が得られることが判明したところでございます。南ルートの実現に当たっては、このような調査を着実に重ねることにより、計画の熟度を高めていく必要があると考えております。

今回の調査により、参画された関係機関が南ルートの必要性を再認識したものと評価しているところでありまして、今後とも南ルートの実現に向

け努力してまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、上下分離の御質問がございました。上下分離方式は、空港経営を空港の土地や滑走路を建設・保有する下物法人と空港ごとに管理・運営に当たる上物法人に分離し、上物法人は下物法人に使用料を払い、下物法人が負債を返済するという方法で、関西、成田、中部空港を対象としております。

国土交通省は、この3空港の経営形態の見直しの観点から上下分離方式を提案しており、第8次空港整備計画を策定するために設けられた空港整備部会でも検討されております。

最近、上下分離方式が採用された場合の試算が発表され、これによりますと、上物法人が支払う年間立地コストは、成田で447億円、関西は349億円、中部は130億円となり、関西は現行方式に比べ127億円の減となります。本市といたしましても、この上下分離方式が国際拠点空港としての機能強化と関西国際空港の経営基盤の強化に資するとの観点から、歓迎しているものでございます。

続きまして、2期事業、航空需要の件について御質問がございましたので、これについて御答弁させていただきます。

国土交通省では、第8次空港整備計画策定のため試算した航空需要予測が同省の交通政策審議会空港部会に示され、2007年度関西の旅客数は国際線1,580万人、国内線760万人で、総発着数13万6,000回と今までの16万回から15%下方修正となりました。

これを受けまして、2期事業供用開始の先送り議論が取り上げられておりますが、本市といたしましては、激化する東南アジア各国の国際拠点空港間の競争に打ち勝つためには、他国並みに2本の滑走路の整備を一日も早く急ぐべきである、関西は既に1時間当たりの発着回数がほぼ発着枠の限界に達している時間帯が発生している、仮に供用をおくられた場合生じる事業費増などが関西会社の経営に与える影響面から疑問である、という観点から、今後とも関係団体と歩調を合わせ、2007年供用開始に向け、最大の努力をしてまい

りたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。
市民生活環境部長（油谷宗春君） 榎井川の悪臭、
水質について御答弁を申し上げます。

榎井川下流の水質及び悪臭について御答弁を申し上げたいと思います。

水質についてでございますが、水質汚染をあらわす1つの指標である生化学的酸素要求量 BODで申し上げますと、平成10年度の年平均値が30ミリグラム・パー・リットル、11年度では20ミリグラム・パー・リットル、そして平成12年度は11ミリグラム・パー・リットルというふうになっております。なお、当水域の基準は10ミリグラム・パー・リットル以下でございます。

対応についてでございますが、榎井川流域には規制対象の事業所あるいは対象外の事業所など幾つかの発生源となり得る事業所があり、また当流域は泉佐野市、田尻町、泉南市と関連し、また榎井川は二級河川であることから、大阪府の管理河川であることなどから、榎井川の水質浄化につきましては広域的な取り組みが必要でありますので、榎井川水系生活排水対策連絡会議を関係行政により立ち上げており、今後とも同連絡会議で検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、榎井川下流での臭気についてですが、河川の川底に堆積しているヘドロが主要因と思われる、大阪府に引き続きしゅんせつの要望を行っているところでございますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。
都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、江永橋の改修、そして住宅問題につきましてお答えいたします。

まず、江永橋の改修についてでございますが、府道鳥取吉見泉佐野線にかかります江永橋の改修につきましては、かねてから地元要望がございまして、管理者でございます大阪府に対しまして、機会あるごとに橋の拡幅、改修について要望を行ってまいっております。

しかしながら、大阪府としましては、現状の財政下で橋のかけかえ並びに改修につきましては難しく、これまでにいわゆる車両の円滑な交通処理対策としまして、橋の取り付け部分の路肩整備、また拡幅工事を行うなど、車の対面通行が図れるよう改善に努めているところであると聞いております。

また、既設の歩道橋がございまして、これにつきましては自転車のすれ違いが窮屈な状況であることから、今年度におきまして既設歩道橋について構造的な拡幅が可能かどうかを検討することと大阪府より聞いてございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、住宅問題の市営3団地問題についてでございますが、砂原、高岸、氏の松の各市営住宅につきましては、平成11年1月に所有権移転登記手続請求事件として、大阪地方裁判所堺支部に提訴されて以来2年10カ月にわたり、13回の審理がされてまいりました。

そして、昨年11月9日に第1審での判決があり、判決内容は「原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は、原告らの負担とする。」という市の主張が十分考慮された内容となったわけでございますが、去年11月27日に原告側が判決を不服として大阪高等裁判所に控訴し、本年2月5日に控訴提起を行っております。これに対しまして、本市としましては残念ではございますが、応訴をもって対応していくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、府営住宅建てかえ問題でございますが、府営吉見岡田住宅の建てかえ事業につきましては、昨年6月、自治会長、自治会役員の連名で大阪府知事あてに要望が出され、昨年9月に大阪府より自治会長、自治会役員へりんくうタウンへの移転建てかえができないとの回答がなされております。この回答を受けまして、自治会において昨年の10月に岡田集会所で現地建てかえの賛否を問う集会を開催した結果、大阪府営吉見岡田住宅岡田地区は、現地建てかえを受け入れることに決定したと報告を受けております。

また、今後の予定といたしましては、本年度は基本設計費等を計上しており、15年度に実施設

計、16年度以降に建築予定と聞いてございます。

なお、第1期工事として、府営住宅の海側の空き地に住棟を建築し、入居者の移転が済み次第、2期工事に着手すると聞いております。

今後とも大阪府と連絡を密にし、情報の交換に努め、また入居者の意見等が取り入れられるよう、可能な限り大阪府に働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 島原議員さんからの教育問題に関する件のうち、学習指導要領への対応につきましてもの御質問にお答えをしたいと思います。

今般の学習指導要領改訂の趣旨は、学力を単なる知識の量のみではなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を含めて学力ととらえることが必要とされております。そのため、基礎・基本を確実に定着させるための教育内容を厳選し、それによって生まれました時間的なゆとりの中で、きめ細かい教育活動を進めていくことや、観察・実験、調査・研究、発表・討論などの体験的、問題解決的な学習を重視し、新しいいわゆる生きる力を育成するところにあります。

基礎・基本を確実に定着させるため、各学校におきましては指導方法や指導形態についての研究がここ数年来行われております。具体的には、国や府の加配教職員を活用いたしまして、1クラスを2つの学習集団に分割したり、2クラスを一度合併いたしまして、それを3つの学習集団に分割したというような少人数学習集団によるきめ細やかな指導の工夫などがございます。

教育委員会といたしましては、各校の教頭、教務主任から成ります情報交換会を通じまして、少人数の学習集団によるきめ細やかな指導方法についての研究を深めていく計画でございます。

また、体験的、問題解決的な学習につきましても、総合的な学習の時間を中心として進めてまいりたいと、このように考えてございます。

総合的な学習の時間につきましては、各校では二、三年前から試行されておまして、週3時間の割合で実施されます。学習内容といたしましては、国際理解、環境、福祉、情報、人権に関する内容につきましても、各学校でのその地域の特色や

子供の発達段階に応じて編成されています。また、学習の形態といたしましては、子供が自分たちで課題を見つけ、考え、判断し、行動し、問題を解決していくという流れになってございます。

教育委員会といたしましても、総合的な学習の時間に講師として参加していただく地域の人々や専門的な知識を持たれた方に対しまして、ほんの少しではございますが謝礼とか、あるいはそれに要する消耗品代を予算化するなど、財政的な面で援助をまいっております。

学習指導要領の1年目がスタートしたばかりでございますが、教育委員会といたしましてはその趣旨が生かされるように今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 学校施設の改善についての御質問の中で、今年度中に改善するものは何かという具体的な御質問がございました。お答え申し上げます。

まず、ことしの1つの大きな目玉としてのこの改善に関する事業としては、先ほどからも申し上げておりますけれども、今年度は幼稚園全9園の耐震予備診断を行うということでございます。これは、今年度の当初の骨格予算に計上いたしております。また、通常、日常的な修理、修繕、そういう予算も当初予算で学校施設整備ということで3,000万円を計上いたしております。

このほかに、今議会に上程いたしております補正予算、これに新たな施設を保全、活用する意味での費用、これを計上してるものが幾つかございます。

主なものだけ申し上げますと、まず幼稚園では樽井幼稚園の遊戯室の整備、これは各幼稚園年次的に施設保全を行っている一環でございます。それから、小学校については各学校の非常警報、自動火災報知設備、これを整備するというものでございます。それから、中学校については信達中学校の屋内体育館の屋根を保全すると。これは貴重な資産ですから、維持、保全のために今手を入れておくというものでございます。

これらは今回補正予算に計上いたしております

ので、この後、後日また御審議いただくわけでございますけれども、施設を大切に活用するという保全という意味で、当初予算、あるいは骨格予算で計上いたしております。なお、大規模な改修ということになりますと、これは数日来からお答えいたしておりますけれども、まず全体の施設整備計画をつくる。そして、具体的に年次的な実施計画をつくる。それに基づいて学校施設の改善を行うという計画的なスタンス、これを今後絶対に持つておかなければならないと、そう考えております。御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 中学校での問題行動の現状について御答弁申し上げます。

少年非行につきましては、現在戦後第4の波を迎えていると言われており、平成13年度大阪府におきましては刑法犯少年の検挙・補導人員は1万4,633人で、前年に比べ471人、率にして3.3%の増加となり、平成6年度以降8年連続して全国で最も多い状況となっております。

本市におきましては、平成12年度までは増加傾向でありましたが、平成13年度に対教師暴力、生徒間暴力等の問題行動につきましては半減しています。平成14年度5月末現在の調査によりますと、中学校の対教師暴力は2件、生徒間暴力は4件、器物損壊4件と、昨年度とほぼ同様であり、暴力行為については一定の歯どめがかかったと考えております。

しかし、平成13年度の調査ですけれども、喫煙生徒がかなり目立っております。教育委員会といたしましては、喫煙の問題は重要な問題と受けとめ、学校に対してさまざまな指導・支援をしまいいりました。具体的には、市内全小学校6年生から全中学生に「禁煙指導パンフレット」を配布し、青少年期の喫煙の危険性について指導をお願いしました。

また、泉南市小・中・高等学校生徒指導研究協議会において、小・中・高一貫した喫煙防止教育の取り組みをお願いし、指導の手引を各学校に配布したところです。各学校におきましては、今年度の重点課題として関係機関とも連携し、喫煙防

止教育に積極的に取り組んでいます。教育委員会といたしましては、今後とも児童・生徒の健全育成に向け、各関係諸機関と連携しながら禁煙教育を推進していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 今、一通りの御答弁をいただいたわけでありましたが、再度質問をさせていただきます。

まず、関西空港の問題は、現在まで中村空対室長と言われた方が担当しておったんですが、今度秘書課長が空港を担当することになったようであります。おめでとうございますと言っているのかどうかわかりませんが、いずれにしてもこの関西空港は、泉南市にとって切っても切れないと申しますか、密接不可分の関係にあるわけですか。

ただ、問題は、今南ルートの問題についても御答弁をいただいたわけでありましたが、現在御存じのように国の財政も非常に苦しい状況でありまして、一昨日から議論が展開されております国土交通省の日本の道路をどうしていくかという見直しを中心に、新しいメンバー構成をしてスタートしたようであります。

これは、国土交通省というのは道路だけではなく、日本全国にある空港のあり方も1つは私は問われているのではないかと。特に関西圏における50キロ半径、あるいは100キロ半径の中には、御存じのように伊丹空港があり、関西空港があり、さらにまた神戸空港ができ上がっていくと。琵琶湖とか丹波とかいうようなことも言われておりますけれども、こういう関西空港を中心とした、大阪圏を中心とした50キロ、100キロ圏内に3つも4つも空港があること自体がどうかという財界からの指摘もございます。

そういう面では、南ルートについては、これはやっぱり需要予測割れということもありまして、当時私どもが主張してまいりました南ルートをやっぴり実現するために陳情にもまいりましたけれども、そういう時期とは、時代とは、若干変化してるのではないかなというような気もいたします。よほど力を入れてやらないと、いわゆる陳情だけだということになるのではないかなということ

を危惧するわけであります。

幸いにして、本市には松浪代議士もいらっしやいますし、隣の県の和歌山県では二階さんが当時運輸大臣をされておりまして、陳情にも行ったような気がしますけれども、状況がかなり変わっておりますので、この南ルートについてはどうかというふうに思います。

また、分離方式につきましても、これはやっぱり将来の空港経営という面から見まして、財界の方からもいろいろ異論が出てるようではありますが、これらの取り扱いについてもやっぱり慎重を要するのではないかなというふうに思います。

第2期事業につきましても、第8次空港整備計画の中には確かにきちっと位置づけがあるわけがありますけれども、先ほど申しましたようないわゆる需要予測との関係、16万回から13万回に軌道修正をしたという、この現実是不変なわけがあります。したがって、若干供用開始がおくられてくるのではないかなという心配をするわけですが、そのことについては意見としてかえておきます。空港委員会でも議論があると思いますが、私はそんな思いをしておるわけがあります。

要は、私は関西空港推進派ですけれども、地元と共存共栄できるという当初の発想した理念、いわゆる関空埋め立て工事に伴う公有水面埋立法に基づく地元市としての意見が果たして生かされているかどうかということについても1つの疑問を持ちます。そういった意味で、関空に対する基本的な考え方だけはきちっと、言うべきものはきちっと言っていくということをぜひひとつとっていただきたいなど。

先般も御質問ありましたように、空港問題についてはさまざまな関連する私たち地域住民にとっては問題点が残されてるわけがありますから、もっときちとした対応をしていただきたいなどというふうに思います。

それから、樫井川問題であります。昔ですと、公害時代と言われた時代であります。一般的には、あるいは全国的には川との関係が非常に汚い、汚れているという、いわゆる自然環境を破壊する1つの要因にもなっておりました。今、環境基本

法が1993年に施行されてから、かなり河川の整備等もなされてまいりました。

しかし、樫井川に対しては、まだまだ昔のような状態です。何もコンクリートでその周辺を固めてしまえということではなくて、やっぱりもっとらしい川にしてほしいなど。ほんとにその地域の住民がその川で散歩したり、あるいはそれぞれ子供たちが遊んだり、トンボをとったり、カエルをとったりできるような、そういう自然体の川にならないだろうかと。立派な川を持つてるわけですから、もっと地域の方々と一体になってこの河川の改修というものについてももっと力を入れるべきではないかなと思います。

河川の問題、二級河川等につきましては、国の方でもやはりその地域と連帯をして、有効に利用できるような河川のあり方を問うというようなこともあります。そういう意味では、自治体に河川のあり方をどうするかということが問われてる部分もあるわけがあります。樫井川、依然として、今も御答弁がありましたように、今度はヘド口のおいがるのではないかなというようにもおっしゃっておりました。あの周辺には牛をたくさん飼っておりますから、その牛のふんのおいということもありますが、いずれにしても、もっともっと新しい時代に合ったような環境整備をしてもらわないと、その周辺の人は非常に迷惑をしてるわけがあります。

私の下にもフジ住宅さんがもう大体整地ができて、今売り出しに回っております。私のところにもフジ住宅さんから電話がありました。島原さん、ちょっと買う人を世話してやというようなことなんですが、私も二、三当たりでしたが、あんなところにおいするのにあくかいやと言って、そんな意見を言う人もあります。いずれにしても、せっかくああいう立派な開発もでき、立派な川という水系を持っている1つの財産でもあります。

ゆうべに公明党さんの北側先生の講演会に私も参りまして、太田知事の顔も見ましたんですけど、よっぽど文句言うたろかなと思ったけど、ああいう場で文句言うのもどうかと思いますが、もっともっと原課の方としては、市長としては、やっぱり大阪府知事にも現地に来てもらって状況を見

ながら、当時の関西空港当初には榎井川を緑と花の河川にすると、こういうPRをしたんですよ。わざわざ言うてきたんですよ、りんくうタウンの関係者が。まあ見とってください、ちゃんと花を咲かせますと。

花の命は短いみたいですけども、パッと咲いてパッと散る。たった1回、何か植えていただいたような、市長は御存じかどうか知りませんが、何か花を植えてもらいました。ところが、水害がその年あったものですから、ものの3カ月ももたないままパーッと流されて、もうそのままなんですよね。

当時は10億ほど入れるというような、飛行機から見て、泉南市の榎井川沿いの上を飛んだら、ああ立派な花が咲いてるなというような、外国人が見ても美しいというふうな感覚の持てるような川に変えますわというような企業局からの話もありました。

いずれにしても、過ぎたること及ばざるごとしでありまして、何一つできてないわけでありませうけれども、ぜひひとつ、せめてカエルや蛍が飛べるような水系にしてほしいなど、そんな思いがあります。

ここに川の専門家もおるようですけども、男里川のことは男里川に任して、榎井川は榎井川で僕に任してもらうた方が一番スムーズに行くのではないかと。縄張り争いだけはしたくありませんで、ひとつ榎井川の、私が住んでるということではなしに、ひとつぜひムネオハウスみたいなことのないように、地元の声を私は伝えておきたいと思えます。

それから、水質の関係ですが、今、油谷部長さんですか、おっしゃったように、標準値はいろいろ数字を言われましたけども、11か12か13かちょっとわからんですが、この榎井川の場合の水質ですね。あるいは全国の河川の水質の基準というのは、平均基準は幾らですか。ちょっとそこだけ教えてください。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 申しわけございません。当水域の基準は10ミリグラム・パー・リットル以下でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） わかりました。

それから、教育問題であります。今教育長から御答弁をいただいたわけでありまして、問題は1年、去年の4月からいいますと1年、学校5日制の試験的なものが行われてるわけでありまして、ただ全体的に学力 今まで学校5日制ではなかったわけですね。一般の授業を若干カットして、地域のいろんな文化とかさまざまなことに対しての知識を教えていくと、こういうことがありました。ただ、小学校、中学校の場合は、特に中学校の場合は進学という問題がありまして、中学校や小学校で時間カットされた部分は、その部分が塾に回っておるといようなこともいろいろ言われております。

学校現場では、こういういわゆる授業カットした部分の補いといいますか、それは十分できると、時間が短縮されても、学校5日制になっても、その部分の補いは従来どおり何の変化もないということかどうか、そのことをちょっとお答えください。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今の御質問でございますけれども、確かに授業時間数の方は数時間少なくなっております。ただ、各教科とも、あるいはほかの領域とも、教えます内容的なものが相当厳選をされて、各学年の今まで1年生で学ぶ分が2年生、あるいは2年生で学ぶ分が3年生という形で、多少圧縮されたような形でございますけれども、教える中身の内容につきましては相当圧縮された形で、最低基礎・基本的に小学校は6カ年間、中学校では3カ年間で学ぶべきこと、この辺が厳選された形で今回の新しい指導要領ではカリキュラムが組めるようになってございます。

そして、その多少圧縮されてる時間数の分で週大体3時間でございまして、中学校にありましては多少その週の設定時間が3時間あるいは4時間、ちょっとまた違った形での時間割の編成というものがございましてけれども、その総合的な学習という学習の中で、いわゆる今新しく言われております知識の量だけを見ての学力ということではなくて、いろんな形の総合的な生きる力をはぐくむた

めの学力と申しますか、そういうものに視点を置いた総合的な学習の取り組みということに時間を多少割愛をしております。

ただ、基礎・基本の徹底ということにおきましては、各学校では先ほどほかの議員さんからの御指摘もございましたが、週に1時間多くなってるのではないかというような、そういうこともございましたが、そういった意味で補修的な授業、いわゆる教科での徹底をするための繰り返しが必要とされるようなもの、こういったものについては、その時間を使うような形での学習展開がなされたり、あるいは家庭に戻っての課題学習という形でのテーマが与えられたり、こういった形で対応してるということでございますので、従前までの教科の学習とはやや中身が多少違ってきてるというふうに理解いただけたらと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 時間も大分少なくなりました、あと9分ですけれども、この発言残時間という機械をつけていただいて、議長にお礼を言っているのか、市長にお礼を言っているのかわかりませんが、これ何や150万円もしたらしいですな。そんなんやったら、和光電気に行ってお互い1,000円ほど出したら、朝起き、目覚ましの時計があるんで、それを配った方が経済的ではなかったかなと思うんで、これ150万円と聞いてもうびっくりしてるんですけども、これ1個だけが150万円らしいですわ。

クーラーも、上からほこりが落ちるし、ごみが落ちるし、これクーラー入れたら2億ぐらいかかるんと違うかなというような気もありまして、恐縮して、これちゃんとしてくれやというようなこともよう言いません、あれだけで150万円というような話ですから。今考えたら、私は前々回なんか言った張本人ですけれども、議長と行って、あと何分残ってるんじやいと行って聞いて質問する方が愛着があったような気がいたしますね。これはちょっと冷た過ぎるような感じがします。（発言する者あり）いや、これも1つの話や。黙っててくださいよ。あんた、すぐ人のこととる

けど。

失礼しました。お許しをいただきたいと思いますが、市長、有事法制、今、国会でもまだどうもこの3法案は引き延ばしと、継続審議ということになりそうですが、自治体としても、特に本市は関西空港を持ってある市でありますし、有事というのは戦争ですから、そのときにどうするのかということを含めて、やっぱりもっとこの阪南9市ですか、の自治体の長さんとも協議されておると思いますが、どうぞ万遺憾ないように対応できるような考えをまとめていただきたいなというふうに思います。

別に戦争に行くのが怖いとか、恐ろしいとか、そういうことではなしに、やっぱり有事の問題というのは、市長も御指摘あったように、市民の生命、財産を守るとても大事なことでありますから、いつ世の中どないなるかわかりませんので、その点十分研究、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、住宅問題が若干ありますが、後に回しまして、合併問題であります。

市長の御答弁を聞きますと、これは恐らくもう合併ないんと違うかなというような、私の直感ですが、そう思いました。ただ、合併をするのにはまず何が大事かということは、やっぱり合併協議会をつくることですね。議会はまだそういうものがない。任意のものは多少動いておりますけれども、本市の場合は全然ない。もうこれ、あれでしょう、平成十何年ですか、2004年か5年ですか、までにやらなあかんでしょう。

そうしますと、時間的に例えば泉南市から岬町までの合併にしてもいろんな問題が出てくるのではないかと。まして、泉佐野、田尻町、泉南というのは関西空港の地元でありますから、この市をのかすというのどうかなというような気がしますし、そういう意味では、合併問題はひとつ市長としての政治姿勢としてどうするかというのを聞いておかないと、議員から合併せえ、あるいは住民から合併せえということもできますけれども、問題は3期目通ってまだほやほやですけれども、そういうことも含めて、余り合併を急ぐと、うちの市長がずうっと合併しても市長をやっていけると

ということになれば一番いいんでしょうけれども、そういうこともいろいろの市町村ではいろんな問題があるようです。

特に淡路島なんかは、いろいろ合併しようかというふうな、この前テレビで放映しておりましたけれども、なかなか一緒になろうとスタートしたんやけど、1町が反対してなれないという事情もありますからね。いろいろな利害得失というものがあると思うんです。

そういう意味では、市長の考え方というものが第一に、合併するかしないかということは、やっぱり市長自身の政治判断が中心になってくるのではないかなというふうに思います。したがって、決めるのも市長であり、行政であり、議会であるわけですから、そういう面では市長が合併問題をどうしていくかというふうにひとつ判断をしていただきたい。

それと、聞き置くところによりますと、大阪府は大阪府全体の市や町村はあるのかどうか知りませんが、1つにして、東京都と同じような大阪都にしたいと、太田さんはそういう判断をしているようです。けども、大阪市は特別区に磯村さんはしてほしいと。そういうふうな関係する動きもあるようです。

したがって、大阪府の構想、あるいは大阪市の特別区という構想、いろいろ議論がこれから展開されると思いますけれども、いずれにしても泉南市はどちらの選択肢を選んでいくのか。やっぱり市民にも議会にも市長の判断が問われるところですから、その点の整理要件をぜひしておいてほしいというふうに思うんですが、市長どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 大阪府は大阪市と一緒にあって大阪都を目指したいというのが知事の意見でございます。大阪市は特別市、これは今法律でないんですが、それを目指したいということで、意見の違いがございます。

この周辺につきましては泉南、阪南、岬でやっておりますが、一方では熊取以南3市3町中核市という構想もあるわけでございます。中で若干温度差があるというのも、これはそれぞれの立場も

ありますし、あって当然かなというふうに思います。

ただ、期限が迫っております、法定合併協議会ができて、やはり2年ぐらいはかかるというふうに言われておりますので、そうすればことし、今年度ですね。今年度に1つの考え方をお互いに共有しないと、なかなか実現は難しいというふうに思っております。

したがって、私はどちらかといいますと前向きに考えておるわけでございますんで、今の2市1町の枠組みと、それからもう少し広いエリアということも含めて、今近隣の市長、町長とお話をしているところでございますんで、これからの推移にもよりますけれども、ことし中で一定の方向が出せるのか出せないのかという時期だと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 結婚するのに結婚相手をきちっと定めないと、ちょっと間違った方向にも走りますんで、ぜひお願いしておきたいと思いません。

あと2分しか残っておりませんが、住宅問題であります。

市営3団地の問題は、今日までこの議会においても皆さんそれぞれ熱心に議論が交わされました。私は、演壇でも申し上げましたように、あるいは従来議会でも主張させていただいておりますように、やっぱりもうそろそろ市長も話し合いという原点に戻ってもらえんかなと。地の利、人の和、天の声、こういうのが政治家の1つの手法、政治の要諦でもあります。そういった意味では、もう国においてもハンセン病やヤコブ病等のいろいろ国に対する裁判もありましたけれども、結果はやっぱり住民の意思を尊重しながら和解という方向に行ったと。

この所有権移転登記の問題も、払い下げができないというんなら、どういう形で建てかえをするかということの方に着目をした方が、私はお互いの信頼関係に基づいたことになるのではないかなと思います。裁判所に頼んで判断をしてもらうのも結構ですけども、泉南市のことは泉南市がやっぱり解決をしていくという、そのリードはやっ

ぱり向井市長さんでありますから、いろいろなことも言われたり、それはいろんな問題もあろうと思いますよ。思うけれども、やっぱりそこは胸襟を開いて、市長が、おい、3団地の会長ちょっと来いやと、どういう形で建てかえしたらいいんやというくらいなことは、僕は誠意を持ってお互い話し合いをすれば、決して難しい問題ではないと思うんです。

1回か2回か、正副議長にお願いして調整をしてもらったわけでありましてけれども、残念ながらうまくいかなかったわけでありましてけれども、まだまだ時間はあるわけでありましてから、ぜひこの3団地のいわゆる所有権移転問題も含めて、それから後で議案で出てくる家賃の問題も、払え、払うと、そういうことではなしに、確かに市長のおっしゃるように権利と義務はきちっとせなきゃいけませんけれども、そういう中でもいろんな過去の経緯というものがあるわけでありましてから、やっぱりさすが向井市長さんだと言われるように、ひとつ調整をしてやってほしいなど。特に、助役さんは市長をスケ役するわけでありましてから、やっぱりその仲介に立ってやってほしいなというふうに思います。

国の方でも、委員会でも言いましたように、刑事の場合は割かし……

議長（角谷英男君） 時間でございます。

16番（島原正嗣君） ありがとうございます。そういうことでありますので、ひとつそこらあたりはぜひ市長、配慮してほしいなど。意見だけ言いまして終わります。

議長（角谷英男君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時1分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、泉南監報告第2号 例月現金出納検査結果報告から、日程第7、泉南監報告第7号 例月現金出納検査結果報告までの以上5件を一括議題といたします。

本5件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 藪野 勤君。

監査委員（藪野 勤君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成14年1月、2月、3月、4月の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成14年1月分は平成14年2月26日、平成14年2月分は平成14年3月25日、平成14年3月、4月分は平成14年5月28日に井上監査委員と私が監査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところいずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果につきましてはお手元に配付いたしておりますので、あわせて御報告させていただきます。

議長（角谷英男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 大森君。

4番（大森和夫君） 泉南市の特に税金の問題、滞納問題が大きな問題になってますけども、そこで1つ事務的なことをお聞きしたいんですけども、分納誓約という制度がありますけども、この制度についての説明を一度聞かしていただきたい。何人かの高額滞納者の方がこの制度を利用されてると思うんですけども、この制度についてお聞きしたいので、お願いいたします

議長（角谷英男君） 大森君に申し上げます。質問の趣旨を間違いなく。変えて質問してください。大森君。

4番（大森和夫君） 分納誓約制度というのがありますけども、毎月きっちり制度の中で税金が入ってるのかどうか。分納誓約が守られてるのか、そういう点から分納制度の内容と毎月きっちり税金が制度を守られて、誓約が守られて入っておられるのか、その点を報告していただきたいと思い

ます。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまお手元に配付いたしております徴税状況につきましては、そのページが次の資料の中で先ほど申し上げました1月、2月、3月、4月分の中にその状況の報告を上げております。それをごらんいただきたいと存じます。

ただいま分納制度についての問題が大森議員から質疑の中で出てまいりましたが、制度上の問題につきましては監査とは直接関係ございませんので、ただいまそのように報告申し上げておきます。
議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

井原君。

1番（井原正太郎君） 1点だけお聞きいたします。

定期監査報告の中でも数点にわたって監査結果の問題点、あるいは指導もいただいておりますが、特に本議会で一般質問の中でも問題になりました同和更生貸付基金、この基金の現在高等のデータを見ておられますが、その基金本来の姿、それが見えにくいような形になっておられますけれども、監査の立場から、こういう基金がたくさんありますけれども、特に問題とならなかったのか、あるいはまた、全く気がつかなかったのか、こちら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの御質問でございますが、特別会計の中で監査の中で論議がなかったのかということでございますが、そこまでの配慮、論議はいたしておりません。

議長（角谷英男君） ほかに。 北出君。

12番（北出寧啓君） この間、バランスシートが出されました。水道会計なんかもととも貸借対照表を使っておりますけれども、今バランスシートで発生主義的な会計を導入しようかという流れが日本の自治体の中で来ておりますけれども、その点監査委員、今後の監査のあり方、あるいは何らか、例えばバランスシートが出てきた段階で監査のやり方は多少変わってきたのか。

合規性とか合法性とか、そういう数値読み上げ

とか、私監査委員のときはもうそれはやめにした方がいいんじゃないかというふうに言わしていただいた経過もあるんですけれども、その辺の監査執行の状況で何らかの変化、あるいは今後の展望でちょっとお考えがございましたら御説明いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの質問でございますが、監査の報告に直接はございませんけれども、それに対しまして私の監査の姿勢の中で、お許しをいただきまして申し上げさせていただきます。

行政が財政改革に取り組みます現況におきまして、行政評価の導入を始めたということは、各自治体の間に急速に活発化しております。行政運営の改善につながる制度化を図って、政治活動の中にシステムとして組み込んで、そして実施の段階を迎えておりますが、従来監査は原則としては財務監査であったものが行政監査へ、規格的な監査権限の拡大が行われまして、今日はさらに自治体の外部監査に当たるものとして経済性、効率性、効果性の3Eを検証する人、物、金、情報についてのバリュー・フォー・マネー、いわゆるVFM監査を目指して行政経営改革に向かって動き出しておりますということは周知のことかとも存じます。そのためには、精緻な会計情報ということが必要になってきておりますので、おのずからバランスシートの作成につきましても今後監査の中でまた論議を進めてまいりたいと、このようにも思っております。その必要性は当然かと考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 適切な御答弁、ありがとうございます。これから外部監査も含めて行政評価を具体的なツールとしてNPMも展開されてきてますので、今後とも監査の方でよろしく願いたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 1点だけ伺いをしたいというふうに思うんですが、12年度決算でも非常に20億に近い滞納額があったと、こういうことでありますが、その滞納処理について、もう1、2、3、4 4月までの監査ですから、出納閉

鎖に向けてあと5月1カ月を残すのみ、そういう重要な時期の監査であったと。滞納繰り越しというまさに行政にとって最大の課題とも言うべきこの問題について、行政がどのように取り組み、その効果はどういうふうにあらわれてきたのか、具体的に監査の中で指摘していただく点があればお伺いをしたいと、こういうように思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまのお尋ねでございますけれども、もう御承知のごとく、徴税率が非常に悪い状況でございます、監査の中においては、その徴税率アップについては協議をいたしまして、再度の要請もいたし、指摘もいたしております。できれば皆さんの行政の方でそれに対して鋭意努力していただいて、徴税率のアップということは、もう最大の1つの行政の基本でございますので、頑張ってくださいということの報告を受けております。細部にわたりましての数字的な問題につきましては、事務局の方で答弁させていただきます。

議長（角谷英男君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 滞納部分についてでございますが、この数字につきましては、お手元に御案内しておりますように、平成13年度の4月末現在の数値しか私どもは今現在つかんでおりません。この部分なり、税関係につきましては不納欠損等々いろんな問題点もございますので、その辺につきましては来月の7月の2日に5月分の出納検査がございますので、それまでに税の方に詳細の資料を提出するようにお願いするつもりでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 数字はもう既にいただいております資料によって明らかでありますから、さらに突っ込んで詳しくは求めません。

監査委員さんにもう1点だけお伺いをしたいというふうに思うんですが、滞納繰り越しをどういうふう処理していくかということととられている手法として換価処分ですね。いろいろな土地あるいはその他の有価証券、物件等を金にかえていくと、押さえて金にかえていくという方法と、それから1つは先ほどから出ております分納誓約を

とって、それが確実に履行されるようにやっていくと、あるいは誓約書をとっていくと。

いろんな方法があると思うんですが、具体的には、私今申し上げた3点ぐらいが大きな手法であろうというふうに思うんですが、その点でこの手法がどういうふうはこの出納閉鎖期をあと1カ月に控えた4月までの段階で効果を上げているのか、その辺監査をしておられればお示しをいただきたい、こういうように思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの御質問でございますが、監査の中で、先ほども申し上げましたように、いわゆる徴税課の方の督励をいたしまして、本議会においてもその論議の重ねられた状況を踏まえまして、書類の書式的分納、その他につきましての処理を十分に配慮しながら、なおそこでもって徴税効果が上がらない場合においては、本会議場の論議もございましたように、いわゆる抜本的な対策の中で、その内容を明らかにするかといいるところまで論議を重ねておりますので、今後とも監査の中で特にそのあたりについては督励してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔和気 豊君「結構でございます」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告5件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案第7号から議案第8号までの2件並びに誓願第1号を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案第7号から議案第8号までの2件並びに誓願第1号を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第8、報告第1号 専決処分の承認を求めるとして（平成13年度大阪府泉南市一

般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））につきまして御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成13年度の実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして起債の限度額に変更が生じたもの、並びに決算見込みによる減額など、歳入歳出予算及び繰越明許費の予算措置を専決処分したものでございます。

内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ1億63万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ211億2,423万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて簡単に御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、17ページをお開き願います。老人医療助成費の扶助費3,123万4,000円の減額でございますが、これは当初見込みより対象者数が減少したことにより減額するものでございます。

次に、同ページ、障害者医療助成費の扶助費709万1,000円の減額でございますが、これも当初見込みより対象者数が減少したことにより減額するものでございます。

なお、老人、障害者、母子家庭に対する医療助成の財源につきましては、平成13年度から大阪府の補助率が5分の4から5分の3に削減されておりますので、これを市費で補う予算措置を歳入

の部で計上いたしております。

次に、22ページをお開き願います。都市計画総務費の積立金3,715万2,000円でございますが、これは財団法人泉州都市環境創造センターの寄附金を初め、緑化事業寄附金などを緑化基金に積み立てるため補正するものでございます。

次に、23ページをお開き願います。公共下水道費の繰出金3,762万1,000円の減額でございますが、これは下水道事業の特別会計の事業確定に伴いまして一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、同ページ、砂川樫井線新設事業費の委託料の減額440万円、及び工事請負費の1,240万円の減額でございますが、これは物件所有者の了解が得られず、土地測量、物件調査が未執行になったもの、並びに入札執行に伴います落札額の減でございます。

次に、26ページをお開き願います。公共施設整備基金費の積立金1,834万円でございますが、これは本市開発指導要綱に基づきます開発者協力寄附金の増加などに伴いまして公共施設整備基金に積み立てるため補正するものでございます。

また、地方債の変更につきましては9ページから10ページ、また11ページの第3表では繰越明許費につきましてそれぞれ記載いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、歳入の明細につきましては、13ページから16ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 今報告案件の提案趣旨にありましたように、中身については起債充当、融通起債の発行が認められたので、一般財源とそれを振りかえる、こういう趣旨なんです。具体的にちょっと聞いていきたいというふうに思うんですが、一般財源を起債に振りかえた分について、ちょっといろいろ見たんですが、非常にわかりにくい。ちょっといかほどになるのか、お示しをいただきたい。非常に赤字がさらにふえているという

ことなんですから、ちょっと赤字減らしを意図的にやられてるのではないというふうには思うんですが、その辺お示しをいただきたい。

それから、もう1つは、余り起債全体ではふえておりませんのでお聞きをしたいというふうには思うんですが、事業を先送りしたことによっていわゆる減額になった起債。起債トータルは580万ですから、余り大したことはないわけですが、しかし中身をこうやって見てみますと、やはり意図的な部分があるのではないかなと。これは私から見ればそうですけれど、原課からいえばやっぱり非常にやりくり苦労されて、こういう手法をおとりになったんだろうと、赤字をできるだけ減らすためにね。そういうふうには思います。それで、その辺をお聞かせをいただきたいというふうには思うんです。

それから、当然ここには入ってくる歳入の処理をやっておられない。5月末間に合わなかったんだろうというふうには思います。しかし、これには出てこない、いわゆる隠れた単年度赤ですね。これはどれぐらいになるのか、お示しをいただけたらというふうには思います。

それから、具体的に聞いてまいりたいと思うんですが、14ページ、ここでほんとに1億ギリギリの減額補正なんですけど、そのうちで圧倒的に民生費の補助金が歳入の方では減らされている、こういうことで、減った理由についてはよくわかりません。

当然、大阪府から5分の3の補助が入ってくるやつが対象者の違いで少なくなったということなんですけど、これによる市が、対象者が丸々100%であればこういうことにはならなかったんでしょうけれど、本来市が100%であればこれだけ持ち出さなければならなかった。ところが、減ったことによって泉南市もこれだけ財源の持ち出しが少なくてよくなった。この辺の数字をお示しをいただきたいと、こういうふうには思います。

それから、母子医療も府の補助が減額になっていると。これは対象者が減っているんだろうというふうには思うんですが、これについては歳出の方でそれを受けた項目がないように思うんですが、いわゆる括弧書きで456万9,000円、これは

特定財源ということであるんですが、実際に持ち出しがこれだけ少なくなったという、この項目は、このところがないんですね。18ページに確かにあります、18ページの一番頭にね。ところが中身がないんですよ。この辺はどうなのか、お示しをいただきたいというふうには思います。

それから1点お聞きをしておきたいんですが、いわゆる起債とそれから一般財源との相殺をされた。簡単に言いますとね。

それと、もう1つ、例えば赤字がこれだけふえているわけですから、やっぱり赤字を減らしていくという方法での会計処理ですね。これで例えば基金ですね。公共施設整備基金、かなりあるというふうには思うんですが、この公共施設整備基金を充てて少しでも赤字を減らして、市民に赤字がこれだけで済んだんだと。市民の人心を安寧させるためにも、やはり赤字を減らしていくと、基金を取り崩しても赤字を減らしていくと、こういう手法をおとりにならなかったのかどうか。この点もお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 和気議員の御質問、4点か5点あったと思うんですけども、順次説明させていただきます。

まず、先ほど助役の方が今回の補正予算の専決理由述べさしていただきました。その中で、毎年この専決補正につきましては行っているわけですが、最終事業が確定いたします。そういった中で地方債が確定してくると。そこで限度額の改正を行わなければならないということで、今回この地方債の補正をさしていただきました。

そして、この地方債につきましては、トータルでは580万円の増額ということで今回補正をさしていただいております。そして、この地方債の補正は、先ほども申しましたように事業が最後、最終的に確定してくる。それをもって、そのほか特定財源、補助金等も確定してまいります。その中で地方債を決定してくるわけですが、今回この補正では、一般財源相当分としましては基金の繰入金、これは公共施設整備基金

繰入金、前回までは、補正前は4億462万7,000円の現計予算であったわけですが、今回事業費等の減額がございまして、今回2,916万9,000円の減額をさしていただいております。ですから、この辺がほかにこの事業費だけと違ひまして、経常経費に係る補助金等の減額もございしますが、それも当然トータルの中で相殺もしてまいりますけれども、この事業につきましては公共施設整備基金の繰入金で措置をしたということで御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、あと事業費を先送りしまして、それで地方債を云々という御質問があったと思うんですけども、この地方債につきましては、最終確定する場合にはその当該年度全体の事業の地方債を決定します。そして、それを予算化します。そして、先送りというのは、予算上では繰越金という形で翌年度に残っていくということになってくると思うんですけども、この繰越金の分につきましても、当該年度で地方債を起こしますという許可をいただかなければなりませんので、この平成13年度地方債の限度額につきましては、13年度全部の事業についての地方債というふうに御理解をお願いしたいと思います。

それと、民生費の補助金の件で御質問があったと思います。この分につきましては、先ほど助役の方が説明をしましたように、平成13年度に補助率が5分の4から5分の3に変わっております、医療費の分。その分で当初予算にはまだ5分の4という形で補助金を計上しておりましたけども、今回5分の3に減額 これは府の制度で5分の3になったんですけども、その5分の1相当額の分について、この民生補助金で減額させていただいたということで、御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、赤字を減らすということで、基金を減らして、そして赤字を減らしていくという手法ですね。それをとるべきではないのかという御質問でございました。

この基金ですね、現在、公共施設、それから公債費管理基金という大きな基金があるわけがございますけれども、いつもこの場で説明させていただいておりますけれども、これにつきましてはあ

る程度今後も財政、要するに弾力的に運用したいということもあまして、翌年度にもやはり一般財源が必要になってくるということもあります。そういった中で、この基金につきましては、いつも毎年度繰り入れの状況を考えながら減額したりしてるといふことでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私の質問が悪かったのか、十分私の質問の意をお酌み取りいただけずにお答えになったのか、よくわからないんですが、再度お聞かせをいただきたいというふうに思うんですが、結局一般財源ですね。起債が充当されたことによって、一般財源の持ち出しが減ってるわけでしょう。この分は幾らなのかという極めて簡単な質問をしたんですが、ちょっと額についてお示しをいただけなかったので、580万でいいんですか。何か数字を言われたのはその1点だけですから、再度お聞かせをいただきたい。

それから、事業を先送りして起債が減額になったというやつはあるでしょう。16ページに道路整備事業債というやつがあるでしょう、2,330万。これなんかは、結局予定しとった事業ができなかったことによって、起債の充当の必要がなくなったと、こういう分でしょう。だから、そういうものも出てきますから、結局実際に一般財源が起債充当でこれだけ持ち出しが少なくなったんだ、こういうやつを教えてください、こういうふうに言ったんです。

それと、いわゆる赤字減らしのために、やっぱり市民の皆さんは、赤字がこれだけ出てるということを発表されますと、泉南市の財政は大変やなと、もうほんとに会計操作上やりくりして、会計操作も含めてほんとにもうちょっと赤字を減らすようなことはできなかったのか、こういうような素朴な疑問は出ると思うんですね。そういう点では、基金の取り崩しが可能ではなかったのか。これも素朴な質問なんです。これをお聞かせいただきたかったです。

それから、先ほどの老人医療助成の問題ですが、これはむしろ原課からお答えいただけるのかなというふうに思ったんですが、老人医療助成、障害

者医療、母子医療ですね。この関係については対象者が減ったと。その市へのはね返りは。大阪府からこれだけ8,000何ぼ減ってきたわけですから、泉南市もそれだけ、それに見合う額ですね、持ち出しが少なくて済むわけですから。それも今は5分の2泉南市は予定せなあかんわけでしょう。この5分の2の持ち出しが少なくなったわけですから、かなりの額になると思うんですが、それは一体いかほどなのか。

400万の母子医療のあれもありますが、わずか400万ですが、しかし母子医療についても一定歳出で市の持ち出し減というのが当然起こってくるだろうというふうに思うんですよ。少なくとも減ってるわけです。ところが、その記載がない。一体どういうことなのか。

2回同じことを言うてる。よう聞いて答弁してください。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 先ほど、事業費の中で地方債の関係で一般財源がどれだけ要するに減額になったかという御質問についてお答えさせていただいたつもりなんですけども、事業費につきましては、ほとんど公共施設整備事業繰入金、それによって措置をしております。そして、今回この事業につきましては、要するに国庫補助金の各事業の減額もございます。それから、地方債等の減額あるいは増額もあるんですけども、ございます。

その中で、今回その地方債につきましては、580万円の増額という形になってるんですけども、要するにその中で今回歳入の方で調整させていただいたこの基金繰入金の公共施設整備基金繰入金事業に充当して一般財源という理解 今回のこの補正ですよ、理解しておりますので、この2,916万9,000円というのが今回の補正の事業費の一般財源の減額であると、このように理解をお願いしたい、こういうことでございます。

〔和気 豊君「あとのもう1つあるやん。もう1つあるやん」と呼ぶ〕

財務部長（谷 純一君） それと、もう1つ、赤字の分でございますけれども、これにつきましては後でその14年度の専決の方で出てくるんですけども、平成13年度、3億余りの赤字が出てお

ります。それについて繰上充用してるわけでございますけれども、この赤字につきましては、最終的には基金とかそういった中で財政運営もしたいということもありまして、基金を減らして赤字を減らしていくというのも1つの方法であろうかと思っておりますけれども、それもございますし、また財政的にある程度経費を節約しながら赤字を減らしていくという方法もございます。

ただ、最近につきましてはそういったところが難しいということもありまして、この財政運営の中で財政調整というんですか、その目的でもって公共施設整備基金、それから公債費管理基金を使ってるということもありますので、そういった形でまだその赤字を減らすという議論だけじゃなしに、財政調整という形で基金を使っていきたいと、こういうように考えております。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 医療費の関係について御答弁申し上げます。

財源の持ち出しの関係でございますが、まず老人医療費で申し上げますと、歳入が5,783万5,000円の減額ということになってございまして、その内訳といたしまして、補助率の減に伴うものが3,371万円、そして医療費の減に伴いますものが2,412万5,000円ということになってございます。そして、17ページの歳出の方で扶助費で3,123万4,000円の減額ということになってございますので、それを計算いたしますと、老人医療費の方では2,660万ほどの財源、市の持ち出しがふえるということになります。

結局、府の補助金の減がありますね。それがもう一遍申し上げますと3,371万円、それと医療費の減が2,412万5,000円ということで、差し引き710万9,000円が.....。

済みません。その数字と3,371万円から補助金の率の下がったものと、医療費の差額というんですか、医療費との差額710万9,000円があるわけございまして、それらを計算いたしますと2,660万1,000円ということの補助金で5,700万余り減額してるわけでございますが、實際上2,660万円の影響額が出るということの計算です。ちょっとわかりにくいと思いますが。

もう一度申し上げます。まず、5,783万5,000円の補助金を減額してるわけですね。(和気豊君「そうでしょう。対象者が減ったおかげでね」と呼ぶ)はい。対象者が減ったことと、それと補助率の減と両方あります。その内訳といたしまして、補助金の減に伴いますものが3,371万円、そして医療費の減に伴いますものが2,412万5,000円ということでございまして、その差額ですね。それとの差が710万9,000円という形になるわけでございます。

それから、歳出の方の3,371万円からその差額分710万9,000円を引かせてもらいますと、2,660万ほどの市の負担というんですか、これがふえるという形になるわけでございます。

それと同じような計算をいたしまして、障害者医療費の方では1,270万ほどが出てきます。それと母子医療につきましては、これにつきましては予算でもお願いしておりますのが、補助率の減という形をお願いいたしてございまして、この477万円がそのまま市の負担という形になるわけでございます。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 和気君。3回目です。

19番(和気 豊君) 3回目ですね、2回同じことを言うたんやけど。御配慮いただけない。

大田さんね、あなたの言うことは、確かにこの表ではそうなんですよ。ところが、あれでしょう、5分の3になるということは当初からわかったことやから、それは持ち出してきたらぐあい悪いわけです。むしろ、医療費が対象者が減ったことによって2,412万5,000円と。これが補助の、いわゆる医療費に関係して府から減ってきた補助でしょう。そしたら、これに見合う泉南市の持ち出しは少なくなってるわけです、対象者が少なくなったことによってね。そうでしょう。この分を僕は聞いているんです。わかりますか。

その5分の3については、5分の4から5分の3になるということは、当初から予算計上されてるんですよ。あるいは補正で これはいつからでしたかね。当初からですか。当初からでしょう。これは最初から予定されてるんです。そんなもん引っ張り出してきたら、實際上それは5分の3に

なったことによる減です。それは最初からわかってた。

いわゆる対象者が少なくなったことによってこれだけ少なくなった、持ち出しが少なくなったんやと、市の財政にむしろプラスに反映したんや、こういう枠をそれぞれ老人から障害者から母子、この3つについて教えてくださいと、こういう質問なんです。

それと、先ほど公共施設管理基金というのは、調整には充てたいんだけど、基本的にはこういう赤字減らしには充てずに、やっぱり将来の大型公共事業に資する財源と、こういうことで確保しておきたいんだと、こういうことですね。それ1点だけ、イエスカノーかお答えいただければ結構です。

議長(角谷英男君) 谷財務部長。

財務部長(谷 純一君) 公共施設整備基金といいますのはもちろん目的基金でございまして、公共事業に充当するという大きな目的がございまして、ですから、大型公共事業であれ小さい事業であれ、その事業、一般財源がもし不足する場合にはこの公共施設整備基金を充当してまいりたいと、こういうことでございます。

議長(角谷英男君) 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(大田 宏君) 老人医療費の方で710万9,000円、そして障害者医療費の方で232万1,000円の持ち出しが少なくなるということでございます。

以上でございます。

(和気 豊君「母子医療抜けてるのは」と呼ぶ)健康福祉部長兼福祉事務所長(大田 宏君) 母子医療につきましては、医療費の減がございません。

議長(角谷英男君) ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よ

って報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第5号））について御説明を申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。専決の理由でございますが、平成14年2月までの11カ月間の実績から推計いたしますと、介護給付額等に不足が生ずることになり、介護給付額及び国庫負担金等の予算の補正措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、37ページから39ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 成田君。

18番（成田政彦君） 歳出の中で介護サービス等諸費で2,416万9,000円になっとるんですけど、この中身についてちょっとお伺いします。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 介護サービス等諸費の補正額2,416万9,000円というわけでございますが、この中身につきましては以下に記載いたしております居宅介護サービス給付費、それに施設介護サービス給付費、居宅サービス計画給付費の3項目の分でございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） そら、予算書の歳出を見

たらわかりますわな、これ。歳出は39ページを見たら、ここに1、2、3と、介護サービスの諸経費ということで、それがふえたと。これはだれが見てもわかりますわ、こんな。質問する必要ないわ、そんな。私は、具体的にどういうふうにそれがふえたのかと、2,400万。そうでしょう。1年トータルして、集計間違いがあったのか、当初組んだ予算と2,400万もふえたんだから、具体的にどういう点に市として見込み間違いがあったのか、どういう部分でふえたのか。質問する必要ありませんで、この答えやったら。そんな、なめとんなよ。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、これの補正の理由でございますが、先ほども助役の方から、財務部長の方からありましたが、さきの3月議会でも補正をお願いしておったところでございますが、前回の補正につきましては、8カ月間の給付実績のもとによりまして推移させていただいて補正予算を組まさせていただいたというところでございますが、今回11カ月の実績から見込み直した場合不足が生じることから、再度補正をお願いするというところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） あのね、質問時間が限られてますので、その8カ月の実績が今度11カ月の実績ということだから、3カ月の実績ということでこの2,400万が上げられとるんですけど、そうしたら居宅サービスですから高齢者が大体何人ぐらいふえて、大体金額で1人当たりどれぐらいふえたと、そういう点で補正を組む必要があったと、こういうふうの説明するのは僕は納得しませんがね。ほな3カ月なら何人ですか。大体どのぐらい人数ふえたんですか、高齢者の。そして、どのぐらいの費用、1人当たりふえたんですか。このようにふえたからと、対象者がこれだけふえて、それだけ基金がかさむからこうなりましたという説明だったら僕はわかりますけどね。

議長（角谷英男君） 中脇介護保険課長代理。

健康福祉部介護保険課長代理（中脇一雄君） 大変申しわけございません。実は当初予算につつま

しては前年度比、前年度の費用と、それからそれを当初積算いたしましたワークシートといいます平成12年から平成15年までのそれぞれの費用の比較をいたしまして、12年度時点の実績で約70%近くの数字ということで、この14年度の当初予算につきましては、総トータルの中で大体70%ということで予算の配分をさせていただいたところでございます。

今回の補正につきましても、トータルベースでそれぞれ月ごとの積算を8カ月の実績をもとに12カ月に推計したものの、これを前回補正をさせていただいたんですが、今回はさらにより厳密に11カ月をもとに実績を推計させていただいて、補正をお願いしているところでございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 大体、8カ月の見込みで予算を立てると。今度11カ月でまた訂正すると。本来、当初予算は1年分の12カ月で立てるのは当たり前なことやないですか。実績は対年度、1年分の介護サービスなどに諸経費でどのぐらい人数がいて、どのぐらい対象の金額があったことを積算した上で、12カ月で出すべきだと思います。8カ月でこういうことをするから、こういう2,400万という見込み違いが出てくると。

私は、その不足額を本来だったらこの基金というのは、今高い介護保険料とか利用料にこれを充てるべきでないというのは我が党の主張なんですけど、こういうふうにお金を充てられたら、そもそも見込み違い、8カ月という、そういう本来1年で組むやつをこういうふうに計算してやったら、いつもこういうふうに出てきて、基金から繰り出していくというんだったら、最終的に基金がなくなっちゃうという、そういうこともありますよ。当初予算にきっちりとはそれは組むべきじゃないですか。なぜ8カ月にしたんですか、これ。それは国の方針、そういうことですか。

議長（角谷英男君） 中脇介護保険課長代理。

健康福祉部介護保険課長代理（中脇一雄君） 今回の補正で基金の積立額を確かに減少させていただきました。当初から当然費用を70%に見たということでございますので、基金の積み上げも逆に積立額がふえていたという解釈になります。で

すから、基金の積み立てを当初予定したよりも今回は減額をさせていただいた。しかし、12年度で基金として積んでおりますものはそのままに据え置いてございますので、そのあたりは御了承お願いしたいと思います。

それから、実は12年度の段階で非常に当初の積算と乖離があったということで、財政サイドといろいろ調整いたしました結果、まず介護保険制度につきましては非常に歴史が浅いと。12年度からスタートしてまだ間がないということで、まずもってその実績をどう見るのかという点で、毎月毎月、例えば6カ月単位でも着実にその伸びを計算しながら予算措置をしていこうということで、今回このような結果になった次第でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 今の問題に関連してなんですが、在宅サービスには7項目あるというふうに思うんですが、ここには介護サービス これは介護サービスと施設サービスですね。ごめんなさい。もう細かいことは聞きません。

ただ、在宅介護サービスですね。これは11カ月でより正確な数値が出てきたというふうに思うんですが、需要、受けるべきサービスに対して大体今供給はどれぐらいになっているのかですね。居宅介護サービス、在宅サービスと施設サービスについてお示しをいただきたい。

それから、この在宅サービスは、今までの御答弁では、8カ月実績の答弁の段階では大体40%ぐらい サービスの供給率がですね。40%前後と、こういうふうにお聞きをしておるんですが、その辺が引き上がったのかどうか。引き上げるためにどう対策を講じておられるのか。この辺についてもお聞かせをいただきたい。もちろん、そのためにはなぜ40%に、この低率に甘んじなければならぬのか、この辺の原因究明をどういうふうにしておられるのか、そのことについてもお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 中脇介護保険課長代理。

健康福祉部介護保険課長代理（中脇一雄君） 2点御質問があったと思います。1点は、在宅サービスと、それから施設サービスの供給率はどうかという点でございました。

それにつきましては、和気議員がおっしゃいましたように、在宅サービスについてはほぼ40%を推移してございます。ただ、それぞれの種類ごとで申しますと、若干の違いがございまして、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービス等はかなり70%近く当初の事業計画に近づいてございます。それから、通所サービス等のデイサービス、これについても当初から90%あるいは100%に近い数字を推移してございます。

一方、訪問介護、それから訪問看護につきましては、逆に少し低下傾向にございます。40%から30%台程度のところになっております。この原因については、まだ私ももしっかりと状況を分析いたしておりません。ただ、一方一般的に居宅サービスの中でウエートを占めるものは、やはりホームヘルプサービス、それからデイサービスと言われてございますので、そのあたりは一定の成果が出ているのかなということで考えてございます。

一方、施設サービスについてでございますが、これについては供給率といいますが、そのあたりは少し我々そういう出し方をしてございまして、ほぼ整備、計画、今の現状の入所者につきましては、大体特別養護老人ホームで120名、それから老人保健施設、これで65名程度、それから療養型で3月までは35名程度というような数字でございました。

もう1点御質問があったと思いますが、サービスの利用向上につきましては、これはまた現在も開催をいたしております事業計画等推進委員会でも十分に御意見をお聞きしながら努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 結局、8カ月推計、それが11カ月の段階、実績になってもほぼ数字については、供給率については40%前後だと、こういうことであります。問題は、結局受けられない方が、認定を受けてサービスの供給にありつきたいと、こういうふうに思っておられても、6割の方がサービスの供給を受けられていない、こういう現実があるわけですね。

この辺はやっぱりその原因究明を 僕は今言

うたことじゃないですよ、これ。何回も一般質問でもこの問題を取り上げ、一般質問では足らんから、前回は議案の中でも言わしていただきました。原因究明をやらずして、なぜ手当てできるんですか。ここに原因があるということがはっきりして、そしてそれに基づく具体的な手当てが出ていくわけでしょう。一番肝心な原因究明やられない。

結局、うちの介護保険がこれだけ府下3位の高額になっているのも、結局当初2人の体制でやられたという、実態調査を軽んぜられたと、こういうボタンのかけ間違いから来ている。何回も言わしていただいている。今になっても原因究明やられない。こういうことには非常に遺憾だというふうに思います。そういうところから余剰金、これはやっぱりしかるべくワンサイクル3年の中で処理をされると、これが当たり前のことではないかというふうに思います。

推進委員会に余り 推進委員会、推進委員会と言われるけど、推進委員会もさりながら、行政の本当に利用者を重んじた対応の仕方こそ今待たれているのではないかと、こういうふうに思いますよ。原因究明をやらんと、何で推進委員会に原因究明考えてもらうんですか。どれだけの人がそこで当事者の声を100%反映できるんですか、あの推進委員のメンバーで。入っておられるのには、介護保険にかかわってる家族の会ですか、そういう人ぐらいいやないですか、具体的に実態を反映できる人というのは、そうでしょう。

だから、もっと実態調査に力を入れていただきたいのと、こういうふうに思います。そして、ほんとに苦しんでおられる皆さんの実態に対応したあり方をこそ具体的にやっていただきたいというふうに思うんですよ。市長どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 介護保険はまだ歴史が浅い、2年目ということでございます。まだまだ全体的な統計的なものも含めて十分な基礎データが整っていない部分、揺れ動いている部分もあるというふうに思います。御指摘いただいた点も含めて、改善すべきところ、あるいは改善すべき内容については、おっしゃるとおり今後十分抽出をして、改善すべきは改善していくように指導いたします。

議長（角谷英男君） ほか。以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号））について御説明を申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成13年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことによる起債限度額の変更、決算見込み額の決定に伴う歳入歳出予算の減額補正措置を専決処分したものでございます。

43ページをお開き願います。歳入歳出の総額をそれぞれ7,714万8,000円減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ22億2,148万2,000円とするものでございます。

49ページをお開き願います。歳入の主なものについて簡単に御説明申し上げます。

分担金及び負担金938万9,000円の減額で

ございますが、これは受益者負担の減額でございます。

次に、使用料及び手数料128万4,000円の減額でございますが、これは下水道使用料の減額でございます。

次に、繰入金3,762万1,000円の減額でございますが、これは歳出の減額に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、諸収入2,475万4,000円の減額でございますが、これは消費税の確定に伴う減額でございます。

次に、市債410万円の減額でございますが、これは下水道事業債の確定による減額でございます。

続きまして、歳出の主なものについて簡単に御説明を申し上げます。

51ページをお開き願います。総務管理費は、南大阪湾岸中部流域下水道組合及び南大阪湾岸南部流域下水道組合維持管理負担金等の執行確定により4,771万8,000円の減額でございます。

下水道建設費につきましては、府施工の流域下水道建設費分担金等の精算によりまして118万4,000円の減額でございます。

次に、公債費でございますが、当初予定いたしておりました発行利率が金利情勢により低金利で発行いたしましたことによりまして、884万7,000円の減額でございます。

また、議案書の47ページの第2表地方債補正につきましては、先ほど御説明申し上げました下水道事業債の確定により、限度額を410万円減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 成田君。

18番（成田政彦君） 新家地域の流域下水はいつごろ完成して、面整備は新家地域のJRの上やね、計画はあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） お答えいたします。

現在、中谷病院 駅の下から駅を渡りまして JR、イトーピア、サングリーン方面、それと府道を通りまして狐池、砂川台団地、この方面に向かって今幹線を整備しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 新家地域の公共施設のいわゆる水洗化の問題、今後出てくると思うんですけど、南海の樽井駅はもちろん水洗化されたんですけど、JRの新家駅、これは住民の皆さんから非常に要望が多くて、皆さん御存じポッチャン便所で、非常ににおいがきついということで、非常に苦情が出ております。JRに私どもが聞いたところ、JRの赤字とは言わないんだけど、JRは非常に財政的に厳しい面があるということでちょっと口を濁したんですけどね。

これは市として4駅の公共、毎日使うトイレですので、この水洗化、樽井は終わったんですけど、JR新家駅の水洗化については、僕は早急に、泉南市が負担するかどうかという問題は別なんだけど、この問題について、駅の負担というのは基本的には会社が負担するんだと思うんですけど、その点ちょっと市の方から、今後流域下水は新家の方へ行くんですけど、そのJR新家駅の水洗化の問題はどういうふうにか、強く、僕は市が負担せよとは言わないけど、JR、あのぐらゐの水洗のお金だったら大したことないと思うんですけど、その辺は市としてJRの駅の水洗化の問題はどう思ってますか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 新家駅の接続の問題だと思いますが、今現在事業中でございますので、今後接続につきましては課題として検討させていただきますので、よろしく。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） それと、駅の場合の面整備の場合、受益者負担というのがあるんですけど、駅の場合はどこまでが受益者負担になるのか、駅の水洗化に当たっては、市は樽井駅なんかどういうふうにか計算して、負担金を駅の方から取るのか。そういう問題出てきますわな、恐らくJRと交渉したら、早急にやるのかどうかということで、そ

の点はどうですか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 新家駅の受益者負担の問題でございますけども、樽井駅の方を参考にいたしまして今後検討していきたいと、このように思ってます。

議長（角谷英男君） 成田君。3回目です。

18番（成田政彦君） 樽井駅を参考に。樽井はもう出とるんですわ。参考でなくて、樽井駅は幾らで計算したのかと、僕はそれを聞いただけですわ。参考にするとしたら、別に僕質問せんでもいい。その点ちょっと最後に。どの程度か。

議長（角谷英男君） 前川下水道課長。

都市整備部下水道課長（前川正博君） 申しわけございません。私の方から御説明申し上げます。

鉄道用地につきましては、成田議員御質問の各項目によりまして受益者負担金の賦課率が若干、免除率が違ってございますので、御報告申し上げますと、踏切道等につきましては100%減免させていただいております。それから、駅の構内でございますが、駅舎、それからプラットホーム等につきましては25%を減免させていただくということでございまして、先ほど御質問にございました新家駅あるいは樽井駅等、今後接続あるいは協議をさせていただく場合には、その辺も提示しながら十分協議を進めさせていただきたいというふうにか考えておりますので、御理解よろしく願います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 53ページに補正後の地方債の現在高が示されているんですが、結局1年間で発行した起債が5億何がし、これがふえて、165億近いいわゆる借金額になっている。これが一体いつごろピークになるのか、その辺の予測についてお伺いをしたいというふうにか思います。

といいますのは、結局一般会計から繰入金か12億、600万、だんだんこれふえてきてるわけですね。若干事業が減ったから減ってるわけですが、12年度とでは13億になんなんとしている。それで、結局受益者負担金が5,600万ほどしか入ってこない。それから、下水道使用料が1億、000万、両方で2億足らず、こういふことで、

結局歳入の多くを一般会計からの繰り入れ、こういうことに依拠せざるを得ない。こういう状況がいつまで続くのか。

こういうことについては、やはり際限なくどんどんこの事業をやられる。これは一定市民に還元される快適な生活環境を保障するという点で大事な点なんです、そういう点を考えると、もう少し一気呵成にやるのがいいのか、それとも慎重に一定財政をにらみながらやるのがいいのか、その辺の見きわめというのが非常に大事になってくるだろうというふうに思います。

ちなみに、受益者負担金ですね。これの滞納、あるいは下水道使用料の滞納額ですね。あるいは面整備に本当は当たっている場所。もう本管が引かれて、もう後はそこヘジョイントするだけと、こういう状況になってるにもかかわらず、負担が多いがためになかなかいわゆる接続ができないような家庭、これはないのかどうか、この際改めて聞いておきたいなというふうに思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 接続の問題でございますけれども、いわゆる面整備の終わりましたところについては、当然接続していただくということで、まだそら100%は接続してないと思っておりますけれども、御承知のとおり、今年度に400件ほど接続の調査を予定してございます。ここで現状を把握して、さらに明確にしていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 今、資料を取りに行っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後3時12分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に対し、理事者の答弁を求めます。
楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず最初に、先ほどの御答弁の中でイトーピアに向けと、こういう表現をしましたが、サングリーンといずみ台、

これに御訂正いただきたいと思っております。済みませんでした。

それと、大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。御質問のまず1点目の平成13年度末の滞納金額でございますけれども、受益者負担金1,634万3,800円の見込みでございます。下水道使用料1,530万4,795円の見込みでございます。

それと、2点目のいわゆる面整備の終わったところの水洗化率でございますが、平成13年度末で約92%となっております。ちなみに、普及率は約34%ということでございます。

それと、3点目がちょっと御質問に即するかどうかわかりませんが、今出ておりますのは公債費の返済のピーク時、一番公債費の返済額がふえるという推測ですけれども、推定からしますと、下水道の使用料が現状のまま推移しますと、平成31年が一番償還額が多いと、償還額がピークになるということで推定しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 受益者負担金と下水道使用料、これの残額が合わせて3,200万近い額になるわけですが、下水道が供用開始されてからもう数年になるわけですが、この中にいわゆる時効発生ということになる分があるのかなのかですね。時効発生にかかわっては、時効中断の方法をどういうふうにされているのか、この点もお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、せっかく数字をいただいたし、中期財政展望では繰出金の額、毎年ずっと載っておりますね。16年までは一定出ているわけですから、31年、大体どの程度の繰出金の中に占める下水道の公債費、これを見るための費用が入っているのか、わかっておればお示しをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 前川下水道課長。

都市整備部下水道課長（前川正博君） 私の方から、時効の中断ということでの御質問について御説明申し上げます。

私どもの方といたしましては、使用料等あるいは負担金等につきましても中断はあり得ないとい

うふうに考えてございます。と申しますのが、自己破産あるいは会社が倒産された場合については、私どもの方でも取りに行けないような状態になってまいりまして、欠損処理をさしていただくしかないんじゃないかなというふうには考えますが、使用料等につきましては、私どもの方でも水道部の方と協議を図りながら使用料の徴収に今現在も進んでいっているというのが現状でございます。

それから、繰出額の件でございますが、平成31年度でございますが、16億4,800万円が繰出金をいただくのではないかなというふうに試算させていただいております。

以上でございます。

〔和気 豊君「まだ抜けてます」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 前川下水道課長。

都市整備部下水道課長（前川正博君） 申しわけございません。もう一度御説明させていただきます。

時効中断につきましては、私ども……（和気 豊君「その前に、時効にかかる分はどれくらいあるのか」と呼ぶ）申しわけございません。ちょっと聞こえにくかったものですから、申しわけございませんが……（和気 豊君「時効にかかる分はどれくらいあるのか。ないやね」と呼ぶ）

先ほど御説明させていただきましたように、時効中断と言われております分につきましては、私どもの方では今現在もその調査を進めながら徴収に参っておるというのが現状でございます。所在不明とか会社倒産の場合の自己破産等につきましては不納欠損で処理をさせていただくべく、私どもの方で13年度上程をさせていただくということでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 時効中断はどういうふうに言われたのか。ちょっとその辺の意味合いがよくわからないんですが、ストレートにとって、そのままがいいのかどうか。ストレートにとる場合には、その法的根拠は一体どうなのかと。この辺お示しをいただけますか、後学のために。余り二度、三度こういう質問をしたくありませんので、教えてください。

議長（角谷英男君） 前川下水道課長。

都市整備部下水道課長（前川正博君） 何度も申しわけございません。平成6年から、私どもの方で賦課を開始させていただいてございまして、時効年度が5年ということございまして、ところが分納と申しますか、6回での分納、1年間2回という分納でございまして、一括でいただいている場合はそれで単年度で終わってるんですけども、私どもの方としましては、その年度の1期目、2期目という形で2年目が3期目、4期目、3年目が5期目、6期目という形で、3年間ございまして、ですから8年で終了の時期が来ってしまう可能性があるというふうには理解はさせていただいております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、及び日程第12、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。上林助役。助役（上林郁夫君） ただいま一括上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、並びに報告第5号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、それぞれにつきまして御説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が平成14年3月31日にそれぞれ施行されたことに伴い、本市市税賦課徴収条例並びに都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する必要から専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、近年の社会経済情勢等にかんがみ、税負担の軽減並びに合理化等を図ることが主たる内容であります。また、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特別制度の創設、固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うことが主な法改正の内容であります。議案書59ページから65ページまでに記載させていただいております。

改正内容の主なものにつき、概要を説明させていただきます。

59ページをお開き願います。12条の改正でございますが、これは個人住民税の均等割の非課税限度額の引き上げでございます。扶養家族のある納税者のみ加算金を「18万円」から「22万円」に4万円増額されたものでございます。

続いて、附則第4条の改正につきましては、個人の市民税の所得割の非課税限度額の引き上げでございます。これは、扶養家族のある納税者のみ加算金を「32万円」から「36万円」に4万円の増額をされたものでございます。

続きまして、特別土地保有税関係である附則第7条の5中、「第38条第4項」を削った背景には、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法、すなわち民法に規定されている特定施設に係る非課税措置の廃止に伴うものでございます。

次に、60ページから61ページをお開きください。

附則第10条の2につきましては、上場株式等に係る申告分離課税の税率の引き下げであり、4%を3.4%とするものであります。さらに、長期保有に係るものについては2%とするものであります。

附則第10条の3から4につきましては、証券会社に前年の特定口座内上場株式等に係る年間譲渡損益その他一定の事項を記載した報告書を当該

市町村に提出すること、またその部分については個人の市民税の申告は不要となることを規定したものでございます。

次に、泉南市都市計画税賦課徴収条例についてでございますが、議案書の71ページをお開きください。

附則第10項の改正でございますが、都市計画税の課税の特別措置の規定でございます。税法の改正等に伴い、条項の変更があり、当該条例の整合性を図る意味から、条項等の整理を行ったものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告第4号並びに第5号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 圧倒的に減税になる賦課徴収条例の改正ですが、この減税分で大体どれくらいになるのかですね、今条例によってね。そして、当然市としては減収になるわけですから、それを国はこの法改正に伴ってどういうふうに補てん財源を明らかにしてくれているのか。あるいは、そういうものがなければ、市長会等で市長はどういうふうな働きかけを国にされているのか。

特別土地保有税を除いては、全部ほとんど減税になる分ばかりだというふうに思うんですが、特別土地保有税の非課税がなくなる。これは実質上増税になるわけですから、その差し引き等も明らかにしていただければと、こういうふうに思うんですが。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回のこの地方税法の改正によりまして、本市の賦課徴収条例及び都市計画税の賦課徴収条例の一部を改正するという専決をさしていただいております。

そして、この今回の地方税法の改正につきましては、先ほど助役が言いましたように、特に低所得者というんですか、所得割の非課税世帯でありますとか、その辺の限度額を引き上げられたということ。それと、あと主なものは、平成15年の1月1日から実は証券の株の取引、そういったも

のによる分でございます、その辺の事務手続を規定されたというのがこの今回の賦課徴収条例の改正の趣旨でございます。

そして、この中で議員御質問のどれくらい税が減税されるのかということにつきましては、まず12条関係でございます。これは、低所得者の税負担を要するに配慮するというので、その限度額を引き上げてるということでありまして、我々が現在議論しております減税の分につきましてはどれくらい税が影響あるのかという分につきましては、我々サラリーマンでありますとか、所得税減税がございます。そして、その所得税減税で泉南市についてどれくらい例えば影響額があるのかといった、そういった議論がされてきて、その分の、これは恒久的減税と言われてるんですけども、それに対して財政支援がどういうふうにするのかということら辺に議論がされるのではないかなと思っております。

ですから、今回のこの本市の賦課徴収条例の改正につきましては、具体的に例えば減税とかそういった形の影響額というのは、我々としては現在はいじっていませんけれども、余り影響というのですか、それはないものと考えております。ただ、先ほど申しました恒久的な減税で、市としましてどれくらい影響があるのかというのは、これは交付税議論の方に入ってきますので、そういった中で泉南市としましては当初予算に地方特例交付金でありますとか、あるいは減収補てん債でありますとか、そういったことでこの減税の議論というのはされるべきものであると思っております。

ですから、今回の賦課徴収条例につきましては、減税で例えば幾らというふうな、これは我々も現在まだ試算はしていませんけれども、そういった議論にはならないのではないかと、こういうふう理解しております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 何か自分で問いかけて自分でお答えをお出しになっておられるように思うんですが、減税にはなるんでしょう、これ。例えば均等割が今まで一定の額やったのが、その課税対象額は上がるわけですから、均等割課税者が少なくなるわけでしょう。それから、所得割の非課

税についても32万から36万、4万と、こういうことになるわけですから、この分についても一定対象者が出ると。わずかであっても対象者が出るわけですから、その辺の試算は一定できてないということであれば、もうそれだけでとめておいていただいたらよくわかるんですが、かわりないと。市財政には影響出るわけでしょう、現実には。

そしたら、その補てん財源を明らかに、法改正に伴う補てん財源は当然やっぱりこの法を決めた国等に求めるべきではないか。当たり前のことじゃないですか。わかってなければわからないと、後日計算してお出ししますと、こういうことであれば、はいと素直に受けるわけですけど、影響は多少しかないから計算しないと、こんなことはぐあい悪いですよ。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回、個人住民税の均等割非課税ですね、それと所得割の非課税、この分についての試算はやっておりませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔和気 豊君「そう言うといたらええねん、素直に。後日出せよ」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 島原君。

16番（島原正嗣君） 共産党議員団ばかりですから、ちょっと間に民主党の立場で 民主党と違う、市政研の立場でやります。

この55ページに専決理由を書かれておるんですが、要は私の聞きたいのは、土地保有税に係る関係ですけれども、所要の措置をとるとか、そういういろいろ書いとるんですけども、今の質問者にもありましたように、今まで土地保有税というのは100%に近い徴収をしとったと思うんですが、今後財源的に随分と違ってくるのではないかなと思うんですが、この59ページにもいろいろ下段の方に、下から4行目のここにいろいろ書かれとるんですが、ちょっと理解しにくいんで、こちらあたりもう少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。全体的に今までの保有税はどれくらい徴収されておったのかですね、それで今後この法律改正によってどれだけのものが減額されるのか、できればわかってる範囲でお答えをい

ただきたい。

議長（角谷英男君） 前田財務部次長。

財務部次長兼課税課長（前田佐智雄君） 今回の特別土地保有税の税改正につきましては、従来からなかなか活用されてないと、土地を持たれたまま有効活用がなされていないという観点から、より高度な土地の有効利用を図るとというのが税改正の目的でございます。その中で、本市で特別土地保有税を徴収しているのは、特別土地保有税自身は5,000平米以上の物件というんですか、土地をお持ちの方に該当する税金でございますが、本市の場合は新家の楠台で1カ所、特別土地保有税を課している事業所がございます。簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） それで、具体的にじゃどうなるんですか。その後のお答え、ちょっと聞きたいんですけども。例えば、私の生活してる、田尻やら泉南やらわからんという批判されるんですけども、まさに泉南市の所在でございます、戸籍を見ればすぐちゃんとわかるんですが、あの下に日生不動産の抱えてる土地がありますね。僕はそういう土木とか土地のことは余り詳しくないですけども、5,000平米以上ありますよ、あそこも。

今、半分櫻井川寄りの方はフジ住宅が開発されて、建て売りの売り出しをやってるんですけども、まだこっち半分の方、残された半分の方が坪数にして約3万坪あるというふうな話を、僕はあそこにおりましたからようわかってるんですけども、5,000平米以上あるのではないですか。それと、ダイワハウスとかいうところの抱えてる、野球場が泉南市の中小路のところにあるんですけども、あそこもかなり広いような感じがするんですが、新家のとこだけの1カ所だけですか、特別土地保有税のかかる場所というのは。ちょっと教えてください。

議長（角谷英男君） 前田財務部次長。

財務部次長兼課税課長（前田佐智雄君） 特別土地保有税のかかっている業者は、私は部下からの報告ではあの楠台1件というふうに事前に聞きました。

その中で、先ほどの答弁の中で1カ所漏れましたけれども、特別土地保有税のその土地の活性化を図るために、利用計画を出すと。国に対して出せば、現行6%の税率が3%まで税額の軽減が図れるというのが今回の特別土地保有税の税改正の主な柱というふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。3回目です。

16番（島原正嗣君） 僕はその減額の額ではなしに、今お尋ねをしてるのは、泉南市の中にどれだけの土地が特別土地保有税ということに該当するのか。特別というてつかなくても、保有地というのはあるわけですから、特別の定義について教えてくださいよ。

そして、なぜその楠台の1カ所しかないのかですね。今指摘しました日本生命の持っておられる土地はどうなってるのか。そこらでも固定資産税等の関係もありますからね、行政の方は調査をしてると思うんですよ。それは、特別土地保有税には関連しないということなら、それなりの説明をしてもらわないと困るし、私の聞きたいのは、先ほども言いましたように、今回の法律改正によってそういうところからいただいた特別土地保有税の減額はこれぐらいですよというふうな試算はできてんのか、できてないか、そこらをちゃんと答えてください。

議長（角谷英男君） 前田財務部次長。

財務部次長兼課税課長（前田佐智雄君） 特別土地保有税の課税状況ですけども、議員御指摘の岡田の河川敷、あるいは中小路の場所という御指摘がございましたけれども、私は楠台だけというふうにお伺いしましたので。ただ、その中で私の聞き違いあるいは勘違いというのもございますので、追って資料として提出させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号及び報告第5号につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第13、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））につきまして御説明を申し上げます。

議案書73ページをお開き願います。専決の理由でございますが、平成13年度一般会計の出納が平成14年5月31日をもって閉鎖されるに当たり、3億652万円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成14年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分としたものでございます。

補正の内容でございますが、75ページをお開き願います。歳入歳出総額にそれぞれ3億652万円を追加いたしまして、181億2,102万円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては77ページから78ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 結局、3億600万何がしかが累積の赤と、こういうことになるわけです

ね。単年度では大体幾らになるのか。これもお示しをいただきたい。

それと、中期財政展望との兼ね合いでどうなるのか、その整合性ですね、あくまでも中期財政展望は予測ですから。しかし、大いにそこに違いが生ずれば、当然16年までですから13年でこういう状態。あと14、15、16、3年間、どういうふうに推移していくのかですね。財源不足を補うそういう具体的方法、中期財政展望に近づけるための諸施策。これ以上ちょっと弱い者いじめはできないというふうに思うんですよ、行財政改革でね。

さすれば、一般質問でも北出議員からありましたように、やっぱり一番問題の多い大型公共事業の見直し、こういうことなんかも考えられなければならないというふうに思うんですが、その辺ですね。財源を明らかにしていただいた上で、財政見通しを明らかにしていただいた上で、そのことについてもお示しをいただきたい。

3回という制約がありますので、一遍に言いましたので、よろしく御答弁をお願いしたい。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 簡単に御答弁させていただきます。

まず、繰上充用の関係で単年度赤字がどれくらいになるのかということだったと思いますけれども、単年度収支では1億4,265万6,000円の単年度赤字となっております。

それから続きまして、財政収支の中期展望で平成13年度の比較でございますけれども、これをつくった時期が平成12年12月ということもありますけれども、平成13年度では一応実質収支で12年のときはこの実質収支が、これは繰り入れをしないという、基金を繰り入れせずにという前提があるんですけども、それが実質収支11億7,200万の赤字でありました。

そして、歳入歳出差し引きは4億1,100万円の赤字、そうしまして累積になりましたら11億7,200万というふうになっております。（和気豊君「数字言うのん、もうちょっとゆっくり言うてくれよ」と呼ぶ）11億7,200万の実質収支の赤字ということで数字を示させていただいてお

ります。これは、平成12年12月に見通しを出さしていただいた数字です。

ですから、当然これが現実的になってきますと、繰り入れですね。基金からの繰り入れとかいったものもございませぬけども、それにつきましてはまたこれから数値を、例えばローリングしながら13年度の決算に置きかえていくとかやりながら、この収支見通しについてはまた作成していきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 後ろの方からいきますけれど、私、先ほど1号議案で少し言いました。こういうときにこそ、市民の皆さんの憂慮を取り払うために、基金の取り崩しを行うべきではないかと。中期財政では取り崩しは行わない、こういうことを厳としてあなた冒頭で答弁でもそういうふうに言われました。今になって基金からの取り崩し云々と。これは聞こえませぬと言わざるを得ない、こういうように思いますよ。

単年度収支については言われなかったけれども、これは4億1,100万が、単年度収支はね。実質収支は1億1,700……違う、違う、これは間違ってる。これは単位千円や。そうでしょう。今、1億1,720万と言われたんですかね。11億ですか。

それじゃ、それよりも結局当初の見通しというのは少なく推移してるというふうに取り取っていいわけですね。そういうことですね、3億何万でいけてるわけですから。単年度でも1億4,000万何がしかですから、その辺は数字的にはむしろ赤は抑制されていると、こういうふうに見ていいんでしょうか。その辺のあやちについては少しお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今、議員御指摘の数字につきましては、この中期財政見通しの14ページの歳入歳出差し引きと実質収支という数字を言われてると思います。そして、実質収支では三角の11億7,200万 これ単位百万円ですので

という数字が出ております。

ただ、この中期財政見通しをつくるときには、今後の財政収支につきましては、一応基金の繰り

入れをしない場合にはこういうふうな財政収支になりますといった形でこの数字をお示ししてるところでございます。この11億7,200万につきましては、あくまでも繰り入れをしない場合にはこうなりますという ですから、財政運営といえますのは、毎年の歳入歳出でやっていくのが本来の数字であると。そして、繰入金というのはあくまでもその財政調整というんですか、そういった形になるという立場から、このときには、その基金の繰り入れをしなかった場合にはそのときの見通しでは11億7,200万になりますよと。

あと、この分については今後、その下にそのときの基金の状況というところがありますけれども、その基金の状況で、この分をどういうふうにしていくんかというようなところをこの14ページでうたっているということでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） それじゃ、実際13年度については額は減っているわけですから、基金の繰り入れをしない場合と比べれば大きく赤の出が少なくなっているわけですが、基金からは投資的経費ですね、事業費、これを充足するために当然やっているというふうに思うんですが、それは実際上13年はどうなったのか。それとの兼ね合いを含めて、いわゆる中期財政展望との見通しとの整合性、これについてお示しをいただけますか。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 平成13年度で基金の繰り入れ、特に公共施設ですけれども、3億3,100万円繰り入れをしております。ですから、ことしの実質収支が3億600万ということになってますので、これプラス3億3,100万円、約6億3,100万円が 要するに繰り入れを行わなかった場合にはそれぐらいの数字が上がっていったということでございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 大森君。

4番（大森和夫君） 赤字になるということで、2月14日の毎日新聞に、赤字は恥なのに10市もということで大きな記事が出ました。全国でも14の赤字の中で、大阪に10市が集まるということで、2000年11月に旧自治省から府庁に出向してきた府の総務部長が言うてんのは、赤

字は恥なのに大阪の自治体には罪悪感がない、みんなで渡れば怖くないといった感じだということで、こういうあきれ顔で発言したということもニュースになってます。

短い時間ですけども、こういう赤字の問題、財政の問題ほんとに真剣に話し合う必要があると思うんで、和気議員の方からは歳出ですわね、大型公共事業見直しの点なんか軽く触れられましたので、私は歳入の部分で見直し違いがあったんじゃないかということで質問させていただきたいと思います。

この新聞のニュースの中には、関空効果低くということで、関空からの税収が入らなかったという点を上げてますので、この点いかがかということ、泉南市独自の高額滞納者の問題、税収が府下最低の問題についてもお聞きしたいんですけども、誓約書などとりながらきっちりした納入を図られてると思ってますけども、誓約書の中の分納誓約につきましては、きっちりした税務調査を行い、毎月きっちり入金があるのが、これが分納の大前提ではないかと思うんですけども、こういう前提が分納誓約の中できっちり守られてるかどうか、お答え願いたいのと、先日も私質問してもらいましたけども、誓約書の中で市が土地を購入することを前提にしたような誓約書が結ばれるんじゃないかということを質問しました場合に、市長の方から、いやそうではないと。所有してる土地が売れば税金を払ってもらおうというふうな内容の内容を誓約書で書かれてるということの御答弁がありましたけども、市長の方でこの誓約書の中身、私が今読み上げたことは間違いないのか、その点お答えください。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、1点目の赤字議論の話でございますけれども、これは確かに財政運営していくにつきましては、赤字よりも黒字の方がいい、これはもう周知のとおりでございます。

ただ、やはりその赤字が生じるという場合には、ある程度のいろいろな要因というのがございます。そして、その要因としましては、当初前年度から比較しまして、例えば税収が落ちてくるとか、あるいは歳出面でも例えば公債費がふえてくるとか、

そういった面がございます。ですから、大きな理由としましては、やはり泉南市としては前年度に比べまして市税が落ち込みが大きいということ。それと、あと交付税なんかも、これも一般財源扱いされるんですけども、その分についても減額になってきてる。やはりこの辺が12年度、13年度というふうに赤字がふえてきてるというのは、1つは理由があるのかと思います。

そしてまた、歳出面ではまた人件費なんかで、例えば退職手当がふえてきてるとかいたり、それからあと、昨年でしたら性質別に言いますと、扶助費なんかも12年度よりも13年度を比べたら増加傾向にあるということも辺りありまして、赤字につきましては、ことしは3億何がしかの赤字が生じたということで、まだこれからまたいろいろと分析していかなければなりませんけども、大きく分析しますとそういう形になってます。

それと、あと高額滞納者の分ですけども、それは昨日も御質問ございました。それにつきましては先日大森議員の方に私説明させていただいたけども、そういう形で答弁させていただいておりますので、それで御理解をお願いしたいと、このように思います。

〔大森和夫君「誓約書の中身は間違いないんですね」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 誓約書の中身はきのう説明させていただきましてとおりでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長にも確認したいんですけども、市長、私が読み上げた内容で間違いないのか。市長がおっしゃったのは、これは市が土地を購入を前提にしたものじゃないということですか。砂川駅前再開発の土地を購入するとかいうことではないと。

じゃ、その辺もう一度、この土地を購入した場合に税金を払ってくださいという誓約書の中身は、泉南市が駅前広場、街路事業でも構いませんけども、そういう形で土地を買うというようなことを書かれたのか、きのうの答弁で、私は記憶してるのではそうじゃないと。

そんなんおかしいですよ。議決を経てないの

に、市が土地を買うという約束もできてないのに、土地購入するなどということが誓約書に書けるわけがありませんわね。そのことを市長に質問しますと、いやそうじゃないと。一般的にこの方は幾つかの土地を持ってると。土地が売れた場合にはその分の税金の納入をお願いしますと、そういう中身の内容ですよという答弁だったと思うんですよ。その点ちょっときっちり整理してお答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） きのう御答弁申し上げましたように、あそこは砂川榎井線あるいは信達樽井線の事業用地、要するに都市計画決定してるわけですね。全部ではございませんが に土地を所有しておられる。我々の方で計画しております駅前広場ですね。その土地、あの方だけではございませんが、所有をされてると。

その方から公有地拡大推進に関する法律に基づいて買い取り申し出が出てるわけですね。買い取り申し出が出てるということは、我々の方でそれを買う、あるいは買わないという一定の判断をしなければなりません。そこで、去年は都市計画道路にもかかってますし、駅前広場の計画もあるということで、当初で債務負担行為というふうにしたわけですけどね。

その直前だというふうに思いますが、それは将来市はいずれにしても買わないといけない場所があります。ですから、そういうことが発生したら、当然その売却 我々は買収、向こうは売却になりますから、そのときには払ってくださいということでございますから、きのう御答弁申し上げたとおりでございます。私どもの場合もありましょうし、第三者という場合もあるかもわかりませんが、そういう形で誓約をしていただいたということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。3回目です。

4番（大森和夫君） いろんな買い取りの申し入れもあったかもしれませんが、この誓約書が結ばれたのは債務負担行為を、土地を売買、土地を購入するという予算を発表する前ですよ。それはおかしいのと違いますか。まだ市が買うとも買わないとも約束されてないのに そら、第三

者といひましても、市長が考えておられるのは土地開発公社と違うんですかね。それ以外のところが買うということは、まず考えられない。

市か土地開発公社が買うことを前提に市長は考えられてると思うんですよ。それが市の議決を経る前にそういう誓約書を結ぶということは、私は税金を払う前に土地を購入するという、そういう約束の中身だと思うんですけども、その点はどうか考えられますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように、あその土地は非常に広うございまして、我々の方で駅前広場あるいは街路事業の用地と、残りはきのうも言いましたが、民間開発ということですね。民間開発ということは、自分ところでやる場合と、売却してやる場合と、あるいはその他の方法がありましようけども、いろんなことが想定されます。

ですから、相手方との話の中で、そういうことが生じた場合は、そら土地開発公社の場合もありましようし、市の場合もありましようし、民間の場合もあるというふうには思いますが、そういうものが生じたときには、それ相当分を払ってくださいよということでございますから、何ら問題はございません。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 初日の代表質問でもお聞きしたんですけども、単年度で赤字が出ましたと。数字的には3億652万円の赤字になりましたんで、そのために次年度の予算から繰り上げてこれを充当するという形になってるわけなんですけども、これ制度上仕方ないと思うんですけど、やった結果が赤字出て、その結果、だれも責任とらんと次の年度から上げてくるというのは、やっぱりこの行財政改革をやるに当たって厳しさが皆に入ってるんじゃないかと違うかという感じがするわけです。

それで、これは自治省かどこかのある役人さんが言ったという話なんですけど、各財政的に悪いところ、行財政改革やってどうしようもないよというところは、最終的には赤字準用再建団体に陥るわけなんですけども、いっそのこと赤字再建団体に陥ってしもうた方が行財政改革は進んでいく

んじゃないかというふうな意見もあるわけなんですわ。

そうした中で、今回3億600何がしの赤字が出ましたということで、そこでお聞きしたいんですけども、財政の健全性を見る指標として経常収支比率、また公債費負担比率があるわけなんですけども、この2つの指標についてはどういうふうな結果が出ているのか。もし出ているとしたら教えてほしいと思うんですけど、対前年度とも比較したときと。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） ことし、13年度、赤字が3億500万出たわけなんですけれども、やっぱり我々としてはこの赤字については、今後解消していくというんですか、やっぱり黒字基調に持っていきたい。今のときには確かに苦しいところがございますけども、そういった方向で我々は財政運営をしていきたいと、このように考えております。

それと、財政指標ですけども、これまだ最終の数字は出ておりません。あくまでもこれから、今回補正で歳入なんか歳出も落ちていってるところもありますので、これは見込みということをお願いしたいんですけども、まず1つ、公債費率が見込みですけども18.1、前年度が17.5でした。ただ、起債制限比率、これはこれ以上になりましたら、20%になりましたら起債のあれがなんですけども、それが13年度見込みでは13.9、前年度が13.7と。ですから0.2ほど13年度はふえていこうという見込みを立てております。

それと、あと経常収支比率の御質問でございました。これにつきましては平成13年度、104.0。ただ、ここ平成13年度、実は先ほども私申し上げました。ことし減税とかされてますので、その分が地方債の方に振り替わってる分があります。それで、減税補てん債でありますとか臨時財政対策債、これにつきましては交付税からそちらの方にスライドするということもありまして、それを除きますと100.9という数字になってます。ですから、平成13年度見込みですけども、若干上がっていくという予想をしております。

以上です。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 経常収支比率のところ、平成12年度は多分98.6か7やったと思うんですけども、その辺のそこちょっと御答弁漏れてたんですけども。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 申しわけございません。平成12年度は98.2でございました。

議長（角谷英男君） 上山君。3回目です。

10番（上山 忠君） あくまでも速報値での見込みいうことの御答弁でございますけども、この数値から見るときには、いろんな事情は先ほど述べられたんですけど、新行財政改革実施計画が本当に実を結んでないんじゃないかと。結果として98.2が100.4という形になれば、2ポイント経常収支比率で悪化してるわけなんですわね。

いろんなことをやってきて、やっと平成12年度で100を切って98.2になったと。あと、今後2年間の新行財政改革大綱計画でやっていったら、これがもっと下がってくるだろうというもとでやっておられるにもかかわらず、こういう数字が出たということに対しては、どういうふうに考えておられるのか。

それと、公債費負担比率でも18.1というふうな数字、まだまだ箱物行政の残り遺産としてこれが今後ずっと出てくると思うんですけど、この辺についてもどういうふうな中期の展望で見とつてもある程度書いてあるんですけど、ピーク時は平成15年から16年とかいうふうな形になってるんですけど、本当に見通しどおりに行くのか、見通しが誤っているようであれば、行政がいつも言われるんですけど、ローリングしながらやっていくというふうな答弁を盛んにされてるわけなんですけども、こういうある程度の指標としての結果が出たときに、どういうふうなローリングをして軌道修正されるのか。その辺のそこを再度お願いいたします。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、経常収支比率の問題ですけども、この問題につきましては、我々としても数字につきましては、やはり一般財源がそれだけ使われないということで、これが

らこの分についてはどういうふうにしていくかということとは考えなければならぬと、このように考えております。財政運営の中で、やはり経常収支比率が100を超えますと、臨時的な事業ができないということもありますので、この点も考えていきたいと思っております。

ただ、特にこの経常収支比率といえますのは、経常一般財源の中に歳出がどれくらい占めているかということになりまして、13年度の場合、先ほども申しましたように地方交付税が前年度に比べまして2億6,300万ほど下がっていったんです。

それが、要するに交付税を地方債に振り替えたというような制度のこともありました。それで、先ほどその経常収支比率も104になってますけれども、それを除けばというんですか、すりかわってもし、すりかわらずに地方交付税でそのままいただいていた場合には100.9ということで、少し数字としては上がってるんですけども、その差がありますよと言わしてもらったのはその辺なんです。ですから、この経常収支比率につきましては、当然財政の弾力的な運用という1つの指標になっていることは確かでございますので、この辺につきましては、また13年度決算の後、今度14年度、15年度についてそれを当てはめて、また中期の財政展望の中の数値をやりかえていくということで、今後どうしていくかということを考えてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 言うまでもないことですが、農業公園の発端は、大体バブル経済の崩壊の中で着手されてきてるわけですね。駅前開発もおおむねそういう面があります。空港も、あえて南ルートをおっしゃってますけれども、これも東京を中心に考えた場合に問題になってこないという、関西圏だけ踊ってるといふような枠組みもあります。

つまり、大きく経済構造が転換してるにもかかわらず、旧来の公共事業の枠組みを変えていないという今の現体制に根本的な問題があるんじゃないかと。人件費も、外郭団体云々は別にして、庁内ではもうこれ以上できないと。これ以上人件費

を削減すると、やっぱり職員そのものが市民サービスに対して対応できないというようなこともあります。

それから、福祉政策で給付制度が廃止されると。それは時代の趨勢ですけども、新しい政策展開がなかなか出てこない。そこまで削減してるわけですよ。にもかかわらず、こういう赤字財政になってるといふことは、もはやいわゆる肥大した公共事業が制限もされないでいまだに旧来の枠組みで動いてるといふことに最大の問題があるといふふうに思います。

地方交付税が今、谷部長がおっしゃられてましたように、予定よりも削減されてきてるわけですね。今、首相が地方交付税を何兆円削減するとかいふふうに公言もしてますし、旧来のように公債費の返還の利子払いまでも地方交付税に算入して出しますよといふふうな話はもう消えてきてるわけですね。それどころか、交付税そのものが削減されてきてるわけですよ。

合併したら15年間は交付税そのまま維持しますよなんていう話も、旧来の内需拡大で利子給付も交付税ですと同じような意味で、いつこれが約束が御破算されるかわからない。そのような状況があるわけですよ。だから、今回でも交付税が思ったより下がってきて、地方債で補てんしていくというような形になってきてます。

それで、予想されることは、市税も低下で、こんな前から言われてるわけですよ。もう何年前から10%削減というのは当然起こってくるよと。地方交付税も削減されてくるよといふのは私も指摘さしてもらってきたことです。

しかし、その先を予測しないまま行ってるわけですね。突然削減された、ああどうしようという形で、その場その場の対応でしかない。全体の枠組みの戦略が構築されてない。それが最大の問題だと思ってるんですけども、谷部長、交付金、交付税ですね、この算定では中期財政計画では29億、29億、28億となっておりますよね。これがこのまま維持されますか。そうすると、これが維持されないとなると、赤字が重なってきますよね。いわゆる前倒しにしていくわけですから、自転車操業的な枠組みがますます悪化してくると。

泉大津市が破産したのは、単に交付税算定を間違ったとかじゃなくて、こういう雑入の構造でこういう操作をしながら繰り返して、この赤字を雑入の仕組みの中で自転車操業することによって、最終的に破綻していったという経過もあるんです。だから、これは単純に、あ、3億円ですか、そうですかというようには見られない。その点の説明をお願いしたいと思います。

それから、火葬場に関して、これまで農業公園で大阪府からの人件費が毎年1,000万くらい要ってる。もう総額で1億円くらい要ってるわけです。この火葬場の実施計画、基本設計、実施設計等、市長の間公言されましたけれども、そのために担当者はまた置いていくと。どういう形になるかわかりませんが、収入役として、例えばこの火葬場建設に対して実質的な展望があるのか、財政的な部分から御説明していただきたい。

それと、もう1点は、この公債費、公共施設準備基金ですね、これは取り崩さないという枠組みをそれはどちらを使うかの問題になってますけれども、これはあくまで維持していくということで判断されているんですか。それはそれで結構だと思っただけですけれども。

以上、御説明をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 御指名でございますが、私、農業公園の執行には携わっておりませんので、その点につきましては御答弁できません。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 地方交付税の議論でございますが、確かに平成12年のこの中期財政展望を示さしていただいたときには、12年の12月現在の地方交付税制度に乗って、そしてその数字というのをはじいております。

ただ、それから確かに今議員御指摘のように、国の税というんですか、要するに所得税とかそういった歳入も落ちてくる。それと、なおかつ地方財政というんですか、の不足額も出てくる。そういった中でこの地方交付税議論も出てきて、その地方交付税の総額をどうするかという議論も出てきたと。その中で、じゃその総額を、これも

あくまでも交付税といえますのはその基本的な考え方は、地方団体の不足する財源を地方交付税をもって もちろん積算はございますけども、充当しましょうと、要するに補てんしましょうというのがこの地方交付税制度でございます。

ですから、その地方財政の不足額をどのように確保していくかという議論の中で、一方では地方交付税で措置すると。しかし、それが補てんできないので、要するに地方交付税制度の中で借入金を借りましょう、あるいは国が言う赤字国債というんですか、に相当する分を地方債の方で発行しましょうと。そして、将来的にはその分の公債費については地方交付税の基準財政需要額の中で補てんしましょうという、そういった制度の改正というのがございます。

ですから、我々としなくてもそういった地方交付税につきましては、先ほども申しましたように前年度に比べて減額されておりますけれども、こういった分につきましては、これからの要するにローリングというんですか、先ほども申しましたけれども、ローリングしまして、やはり精度を見ていく。そして、今後交付税の伸びなんかもやはり修正していかなければならないということになりますけれども、それもその中で我々としては検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 火葬場の問題は公共施設事業の枠組みで、これも最初は墓地公園ということで、山の中ということで広域な領域が要るということになってました。ただ、火葬場ということで集約されてくると、別に山の中へ建設する必要はないということはある。それはいろんな議員の方もおっしゃってますし、泉南病院の跡にするとか、りんくうタウンにするとか、いろんな話はあります。

ところが、きのうの市長の御発言を伺っていると、変えないと、変更はあり得ないというふうな形で答弁されております。例えば、それが50億であれば、平地であれば10億なりでできるだろうと、そういう財政的な判断も当然ある。そういういろんな枠の意見が多様に発生してるにもかかわらず、あくまでそこは引かない、固執すると。

なおかつ、強行していくということのお考えを

言ってくれたらいいじゃないですか。前へ出て
言いなさいよ。市長に答弁を求めます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 強行なんて、そういう言葉
はどういうことなんですか。我々は事業を執行す
る場合は、当然議案として提案をさせていただい
て、そして議決をいただいて執行してるわけです
からね。そら賛成、反対はありますよ、どんな案
件でも。そうでしょう。その中でやってるわけ
ですからね。そんな一方向的に理事者が勝手に独断
専行でできるというような、そういうシステムじ
ゃないでしょう。あなたも地方自治を一生懸命勉
強されておられるわけですから、十分御存じのは
ずだというふうに思います。

墓地公園等については、御指摘もありますし、
我々の方も当然将来的な財政負担も考えまして、
できるだけ当面負担の少ないものからやろうとい
うことで、老朽化しております火葬場を第1期と
してやるという考えを示しております。4カ所ほ
どの適地の中から1カ所に絞って、今地元とお話
し合いをさせていただいております。

地元も、完全にシャットアウトということでは
ございません。御理解をいただきつつございます
から、それが調べば、まず先行して もちろん
進入路が要りますけども、火葬場の方を建設して
いきたいと。できるだけ経費の節減できるような
形でやっていきたいと、こういう形で計画してる
わけでございます。

議長（角谷英男君） 北出君。3回目です。

12番（北出寧啓君） 我々が強行と言う場合は、
大きな、きのうも申し上げましたけれども、例
えば校舎の建てかえ等々、教育予算が相対的にこの
10年間低下してると。そういう建てかえも考え
たら、何十億と予算が要ると。これから現金給付
を下げて、新しい福祉政策の多面的な展開が要
る。

そういうことを考えた場合に、あなたは墓地公
園は縮減してやってるんだという話ですけども、
全体の財政の枠組みから考えたら、これも遷都化、
我々にとつたら不可能に近いと思うと。しかし、
なぜそういう案を提出してくるのかということで、

私は強行だというふうな言葉を使った。

もちろん、手続上は予算案の執行、提出権はあ
なたにあります。我々はそれを審議して議決する
と。だめなら我々は反対するというので、手続
上はそういう問題。

ただ、それ以前の問題として、全体の大きな財
政の今ほんと危機的な状況の中で、再建団体は当
面ならないとは思いますが、その中で何を選
択するかというのは、あなたは市長として最高決
定権、予算提出権、すべて持っているわけですから、
その中でみんなの多面的、多様な意見を聞いて、
今ほんとにやるべきことを選択すべきだと。それ
は全体の大きな基本政策の枠組みでの意見の相違
だというふうにも言えるとは思いますが、

だから、火葬場に関しては、そしたら1点だけ
お聞きします。当然選択の場合は、墓地公園を4
つから1つにしたと。そのときは墓地公園とい
うことであそこにしたと。火葬場にすれば、もっと
領域は削減されると。そしたら、例えば泉南病院
の跡地でも、例えばりんくうタウンでも、基盤整
備の費用が要らない。そうしたら50億が、市民
が求めてでも10億なり20億でできるじゃな
いかと。そういう選択はあり得ないのか。その点
だけ、もう3回ですんで、最後に1つお聞きいた
します。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 物理的には可能だという
ふうに思います。ただ、ああいう施設というのはや
っぱり一朝一夕にいかない部分もございませ
から、今現在計画をして我々の方が適地としてや
っておりますところですね。ここについては地元の理
解も得られつつございますから、そこで地元の御了
解をいただければやるということが一番いいの
ではないかと、このように考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本
件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14、報告第7号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第7号、平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計の出納が平成14年5月31日をもって閉鎖されたことにより、歳入総額47億9,039万4,698円に対し、歳出総額48億1,278万5,976円となり、差し引き2,239万1,278円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成14年度予算において不足額の予算措置が必要になりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。

補正予算の内容でございますが、85ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,239万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億627万1,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、89ページから90ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第15、報告第8号 平成13年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました報告第8号、平成13年度大阪府泉南市一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。

なお、当該繰越明許費のうち、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業並びに留守家庭児童会施設整備事業につきましては、平成14年第1回定例会で原案可決済みの平成13年度一般会計補正予算（第7号）で設定済みでございます。また、地域ぐるみため池再編総合整備事業につきましては、先般御承認いただきました平成14年3月25日付専決いたしました平成13年度一般会計補正予算（第8号）で設定済みでございます。

それでは、繰り越し内容につきまして順次御説明を申し上げます。

91ページの上段でございますが、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業につきましては、補助確定の決定が遅かったことによりまして年度内の事業完了が困難となりましたため、事業金額401万5,000円を繰り越しているところでございます。

続きまして、地域ぐるみため池再編総合整備事業につきましては、仮設計画に關しまして地元権利者との調整が完了しなかったため、年度内の事業完了が困難となりましたために、事業金額40

5万円を繰り越しているところでございます。

続きまして、留守家庭児童会施設整備事業につきましては、補助確定の決定が遅かったことによりまして年度内の事業完了が困難となりましたため、事業金額1,803万4,000円を繰り越しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 既に決定を見ている案件であります。計算書の提示だけと、こういうことになりますけれど、しかし執行にかかわっては、もう既に3カ月を経過しているわけですね。3カ月近く経過しているわけですが、そういう点では執行状況については非常に予算化もし、行政としては積極的に対応すると、こういうことで示されたことが先送りになっているわけですから、今の取り組みの現状ですね。それから、これが実際に利用に供されるのはいつごろになるのか、その点もお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 私の方から、この繰り越しの報告の中で、ケーブルテレビについて御説明をさせていただきます。

このケーブルテレビは、この3月に補正予算さしていただいた中で補助採択が遅くなったということで3月に繰り越しをさしていただいております。その報告でございますが、これは総事業費として2,400万ほどの事業費でございまして、補助率6分の1ということで今近畿自動車道から海側で行っておりますジェイコム関西のケーブルテレビの電波障害対策設備の老朽化ということと、グレードアップということでインターネットができるものにするものでございまして、この事業の予定といたしましては、9月ぐらいまでの工期ということで事業を行ってるということでございますので、それ以後このグレードアップの部分についてもインターネット等の供用ができるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山本農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（山本知良君） 地域ぐるみため池再編総合整備事業の繰り越しの関係でございますが、本件につきましては、府営事業でやっていただいている男里の双子池の関係になります。13年度で3工区の発注予定でございましたが、文化財発掘調査が当初より長引いたということで、2工区だけ発注でき、3工区目が発注できなかったということで、事業費……（和気 豊君「その辺はもう聞いてんねん」と呼ぶ）

今後の予定でございますが、池のことでございますので、今田植え時期でかんがい用水が要ということで、稲刈り後、10月、11月ごろの発注予定と聞いております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 今回、繰越明許費が1,800万でございます。これは本年3月に補正予算で通りましたものでございますが、信達小学校のチビッコホーム、これの建設費でございます。今回、14年度に繰り越しされて、これは中身としては信達小学校の児童数の増加に伴いまして信達小学校のチビッコホーム、これが教室を明け渡さなければならないということになりました。これを新たに学校の敷地内に別途つくるものでございます。なお、工事については学校の方に支障のない夏休みを活用してやりたいと、そう考えております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私、わざわざ3月議会でもう既に決定をしていると、その計算書だけやと、あといつごろに完成をして 3カ月経過してるわけですから、いつごろに完成のめどが立つのかと。そして、待たれる施設ですし、信達小学校については2人の待機児童がいると、こういうことも前提にして答弁を求めているわけですね。

これは夏休みに工事をして、そして9月からは供用開始されるのかどうか、その辺明らかにしていただきたい。もう業者等に仕様書等を交付して、いわゆる指名入札にかかわるそういう手はずは整っているのかどうか、この点についてもお示しをいただきたい。今、もうすぐ夏休みですからね。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） ちょっと私も勉強不足で、詳細はわかりかねます。今確かめてますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） まだ休憩に入っておりませんので、議事進行したいと思います。当然、この案件が出てくれば、3カ月経過しているわけですから、その推移はどうなってるのかと当然出てきて当たり前の質問ですよ。それに答弁が準備されていない。理事者提案ですよ、これ。一般質問で出てきて、それで待ってくれというような話、突然出てきて待ってくれという話違いますが。理事者が提案される案件ぐらいについては、これはちょっと議長ね、今後こういうことで議事が中断すると、こういうことはあってはならないように思うんで、ちょっと教育委員会にその辺は督促していただきたいと、こういうように思います。

議長（角谷英男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この場で暫時休憩します。

午後4時45分 休憩

午後4時57分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者より答弁を求めます。伊藤教育総務部参事。

教育総務部参事兼生涯学習課長（伊藤 操君） 貴重な時間を拝借いたしまして申しわけございません。それでは、信達チビッコホーム建築に伴います進捗状況を御報告させていただきます。

現在、設計委託につきましては業者発注しまして、業者からの成果品が都市整備部の方へ届いております。それで、今担当者がその成果品に基づいての精査を行っている状況でございます。それと並行しまして、建築確認申請、これも今手続中ございまして、おおむね1カ月近くかかるんじゃないかという報告を受けております。

それで、建築に伴います発注時期なんですけれども、8月の盆までには何とか発注を行いたいというふうに考えております。建築の竣工というん

ですか、完成が3カ月近くかかりますので、大体12月の中旬ぐらいには完了するんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 先ほどもう了解しようかなと思ったんですが、夏休み中の時期を生かしてと、こういうふうに言われたんで、これは大いに結構だなと。7月、8月いっぱい、40日から50日間近くあるわけですから、その間を利用すれば、建築中の騒音とか、あるいは車両の進入とか、そういうことで子供たちへの影響は最小限に食い止められるんじゃないかと、こういうようにも思いました。

もう既に始まって、こういうことについては、予算は決定されてるわけですから、繰越明許でね。だからもう既に、それこそ時期を得て早急にやるべきではなかったのか。結局、12月になるじゃないですか。

それから、また樽井の方についても、何か従来の剣道場に使用しておった講堂を利用するということですが、非常に人数が多いと。いわゆる待機の児童の数、大変な数を言っておられたんですが、果たしてそういう詰め込みで一事が万事解決したと、こういうことで済むのかどうかと。やはりカリキュラムにのっとって一定の授業等もやるわけですから、そういう点ではやっぱり子供たちにそういう教育環境というものを、保育環境というものを保障していくと、こういうことが本来のあり方だというふうに思うんですよ。物を詰め込むというふうなことで事足りりということでは、これはやっぱりうまくないんじゃないかと。

そういう点で、本当に子供たちの一番大事な小学校の低学年と。報告では、何か学級崩壊が低学年からあらわれていると、こういうような報告も一般質問のやりとりの中で私お伺いをいたしました。そういうことですから、やはり三つ子の魂百までという言葉も、どなたか言われましたかね、あります。

そういう点では、非常に大事ないわゆる学齢期、この時期のいわゆる補完の施策、こういう点で心してこの点はやっぱり早めるべきではないかとい

うふうに思うんですが、これはもう事ここまで来てしまえばやむを得ないのかなというふうに思いますけれど、なぜここに至るまで、もっと早く対応できなかったのか。こういうことの原因をはっきりしていただきたいな、こういうふうに思います。

ほんとにここまで来たからもうやむを得ないんだということを何回も繰り返しておったんでは、一番しわ寄せを受けるのは子供たちですから、そういうことのないように、原因についてもなぜこうなったのかということも一言付言して御答弁いただきたい、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 伊藤教育総務部参事。

教育総務部参事兼生涯学習課長（伊藤 操君）

信達チビッコホームにつきましては、議員御承知のとおり12月議会で補正予算を計上させていただきまして、それで当然全額を繰り越すという前提に立ちまして作業を鋭意進めておる状況でございます。先ほど答弁させていただきましたように、最終的に建物ができ上がりますのは12月中旬ということなんですけれども、都市整備部の方にはできるだけ早く建物が完成するように、教育委員会としましても常々依頼もし、お願いもしている状況でございます。可能な限り工期の短縮をもちまして竣工を進めていきたいと、努力に努めたいというふうに考えております。

それと、樽井チビッコホームの関係でございますが、当初、既存というんですか、既設の建物の中では36名ほど収容可能ということで、平成13年度まではそういう形態で運営しておりましたんですけれども、平成14年度におきまして倍近く、64名の申し込みがございまして、さすればどういう対応をするかということで、教育委員会内部でもいろいろと検討をしたところでございますが、隣に柔道場がございまして、従前から、13年度におきましても柔道場も一応チビッコホームの使用形態というんですか、使用していたという状況もございましたし、14年度におきましては、教育委員会のチビッコホームの附属施設というんですか、そういう位置づけをもちまして、実際64名全員の収容をさせていただいたということでございます。

ただ、その柔道場の施設的な観点から申しますと、当然十分でないということの認識は持っておりますんですけれども、緊急事態という予測もしておらなかった状況もございました関係上、万やむなくということもございまして、指導員の先生方にも一定の報告もした中で、実態的に今現在運営を行ってるという状況でございます。

この施設の関係につきましては、今後いろんな状況なり解決策を今模索している状況ですので、一定の議員御指摘の点につきましても、今後解消できる可能性もあるのではないかとというふうに考えておりますけれども、現時点でそれをお約束するという状況に至っておらないということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。

〔和気 豊君「いや、ちょっと待ってや。答弁してないやん。責任の所在はいかがかというて言うてるんやから。経過を聞いたんと違うがな」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 今指摘がありましたけど、答弁漏れございませんか。 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどから大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、こちらの理事者側の方から提案をさせていただいております議案についての詳しい質問に対しての御説明もできませんでした。大変深くおわびを申し上げたいと思います。

また、チビッコホームの建設等について、大変おくれを出しております。先ほど担当者の方からも説明をいたしました。樽井につきましては今できる限り待機児童を出さないということで、全面受け入れで何とか施設面で、確かに不十分なところはあるんだけど、極力待機児童を出さないという形で取り組んでまいっております。今後とも、信達小学校の先ほど待機児童の2名の状況もございまして、早急に建設の方にかかってまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いしたいと思います。すべての責任は私にあるというふうに考えておりますので、深くおわびを申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 3回超えておりますから、

ほかに。 堀口君。

15番(堀口武視君) 先日的一般質問の中でもお聞きをいたしましたけども、この次世代地域ケーブルテレビについて少しお尋ねいたします。

なぜここに繰り越しされてきたかという理由は、先ほどの説明でわかりました。補助金が繰り越しされるのはおかしいなという、確定が遅くなった。

ただ、この補助事業でございますけれども、この補助事業の名称は、電気通信事業格差是正という補助金交付でいいのでしょうか。それを1つお伺いしたいのと、既設の今ケーブルテレビの補助率と、この新世代との補助率は変わるのかどうか、ひとつそれもお聞かせを願いたいと思います。

それから、以前からこれ部長ね、何回も同じ答弁をいただいているんですけども、僕が聞いているのは、なぜ近道より西側になったか。あなたのお答えは、4市3町で決めたんだと言われる答弁ばかりなんですけれども、なぜこの近道で区切られたかという根拠が私にはわからない。だから、その辺の考え方ですね。泉南市としての考え方はどうなのかということをお聞かせを願いたい。

それから、この間、僕は市長にも山間部の大切さということをお聞きしたんですけども、時間がなくて、僕はこれ答弁漏れだったと思うんですけども、ある学者がこういうことを言っているんですね。森林、清流、あるいは郷土的景観など自然の多くが残されている農山村部は、日本の原点であると。日本人の魂のふるさとでもある。この貴重な再生のできない宝物を守り続けているのは農山村部の住民である。これを消滅させることは、日本人と日本を消滅させることにほかならない。都市再生事業は不必要とは言わないけれども、小規模村やそこで生活している住民を見捨てるようなことは、日本を滅ぼす危機に追いやる。もう都市の時代を見直すべきであると、こういうことを言われているんです。

その意味で、僕はやはり農山村の方々

と市長もよく自然の大切さと言われてますけども、そういう農山村部を守っていると。その方々が今現実に過疎化して、お年寄りばかりの部落が大変あるわけですね。そこらにこういうケーブルテレビなどの行政サービスをしてやるのが、私は行政

の務めだと思うんです。その辺を市長どのように考えてるのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 御指摘ありましたように、山村というのは人口の過密、過疎は別といたしまして、日本の里山の景観を残しておりますし、今の時代、非常に心和ます風景もあり、また生活様式もあるというふうに考えております。したがって、今後ともそういうところについては、やはりその経済性だけをとらえるのではなくて、やっぱりもう少し他の面から考える必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

今回のケーブルも、前々から堀口議員から御指摘もいただいておりますし、もともとそのケーブルテレビジョンというのは難視聴区域の解消というのが本来の目的であったわけでございますけども、今回といいますか、この3市3町でやっております部分については、当時の郵政省の指定を受けて1つの事業を行うという区域になっておりまして、それは3市3町全部入ってるんですけども、スタートした時点では、やはりできるだけ人口密度の高いところからというのがありまして、第1次として近畿自動車道 物で切るとすればですね、そのあたりということになったわけでございます。

おおむね3市3町もそのエリアについては敷設ができたというふうに思っておりますので、御指摘いただきましたように、あと残りの地域ですね。これは確かに事業者からすれば採算は必ずしもよくないかもわかりませんが、また投資にお金がかかるというふうに思いますが、それは国の補助なり、あるいは市がそれを補てんするなりしてやれるというふうに思っていますので、今後、前々からも言うておりますけども、残っている区域の全市全町の敷設について最も力を入れていきたいと、このように考えております。

議長(角谷英男君) 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長(伊藤修二君) 私の方から、2点お答えさせていただきます。

議員御指摘のいわゆる新時代ケーブルテレビ事業部分につきましては、議員御指摘の電気通信格

差是正事業費補助金、この中の1つでございます。

それと、補助率でございますが、4分の1以内ということになってございまして、今回お願いしてまわすのがいわゆる6分の1補助ということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 今、市長の方から大変前向きなお答えをいただきました。ただ、これパワーアップの予算というのはもう、既設の上になおかつ新しいケーブルテレビの技術を入れていくと、こういうことで予算化されてるわけです。だから、言えば高いところに土盛りしていく、そういう意味ではやはり地域的な弱者 僕は今特に何か言うたら近道から浜側、山側という話が出てきますけれども、地域としては近道から東側で住んでるところは、私の住んでる東地区しかないと思うんですね、地域は。そうでしょう。

だから、そういうところの今も話のあったように、一番必要な地域に、ぜひこういう事業は一刻も早く計画をしていただくということをお願いをしときたいと。市長、ひとつよろしくその辺お願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 成田君。

18番（成田政彦君） ちょっともう一遍、納得できない面があるもんで、繰越明許の学童保育のことなんですけど、教育長は私に責任があると言わすけど、1年経過するということは、学童保育を希望した家庭にとっては、最終もう必要ないという家庭が出てきますわな。3月に希望して、もう12月ですよ、入れるの。あと残るの3カ月ですわ。もう全く市の行政が当てにできないと、学童保育について。こういう行政が全然できないということですよ、これ、1年。

12月補正を組んで、いつ設計ができて建築確認申請、8月、9月いうたらね、その間待ってる子供の親の気持ち、行政を頼りにしてるんですよ、学童保育に。全く1年無にするんですよ、それ。その思いが教育委員会にあるかどうかですわ。繰越明許というのは、役人さんができなかったで済むか知らないけど、この1年間の間にどれだけの子供たちが学童保育を希望しながら入れなかつ

たと。責任は私にありますと言うけど、それそういう責任のとり方ではちょっと僕は甘いと思うんですわ。

どうしても12月に入れないのかと。どうしても12月に完成しないと、こういうことでなくて、それ建築確認申請はいろいろあるんですけど、少なくとも9月には、いわゆる夏休み終わってからできると、そのもんぐらいはやるべきじゃないんですか。それで何カ月ですか。12月でしょう。それで大体9カ月ですわ。1年でっせ、これ補正予算に乗ってから。3月に予算に乗って、結局これやと1年でできないということ。3月、当初予算だったらもうできてないということや。それ、父兄の要望に対して教育委員会が、そうだからぼろぼろの校舎でも平気だという考えになるんですわ、1年子供を待たしてもええという。

基本的に、もう一度教育長ね、12月じゃなくて9月になるよう努力するとか、そのぐらい答えるべきだと私は思いますよ。もう親にかわって言いますわ、それ。責任で済ませなくて、そんなこと。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど担当の方からも説明してありましたように、今の計画では相当努力しても12月ということではございましてけれども、私の方も再度担当と、あるいは事業部の方も努めさしていただきまして、一日でも早く仕上がるように ただ、9月というふうにははっきり明確に申し上げるといことは残念ながら申し上げられませんが、一日でも早く竣工できますように努力してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思わす。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしてございませぬが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明26日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思わす。

これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よ

って本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明
26日午前10時から本会議を継続開議すること
に決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時19分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 市 道 浩 高